

平成 2 8 年

第 4 回 三川町議会定例会会議録

平成 2 8 年 9 月 7 日 開 会

平成 2 8 年 9 月 1 3 日 閉 会

三川町議会事務局

## 目 次

第 1 日 9 月 7 日 (水) 会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・ 庄内市町村議会議長会議員全員研修会について	4
・ 三川町行政評価に関する報告書について	5
議第 5 2 号 平成 2 8 年度三川町一般会計補正予算 (第 2 号)	5
議第 5 3 号 平成 2 8 年度三川町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	5
議第 5 4 号 平成 2 8 年度三川町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	5
請願第 1 号 臨時国会で T P P 協定を批准しないことを求める請願	1 8
一般質問 6 名	1 9

第 2 日 9 月 8 日 (木) 休 会

< 請願審査委員会 開催 >

第 3 日 9 月 9 日 (金) 会議録第 2 号

議第 5 5 号 平成 2 7 年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定について	6 1
議第 5 6 号 平成 2 7 年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	6 1
議第 5 7 号 平成 2 7 年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	6 1
議第 5 8 号 平成 2 7 年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	6 1
議第 5 9 号 平成 2 7 年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6 1
議第 6 0 号 平成 2 7 年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6 1
請願審査委員会報告 (産業建設厚生常任委員会)	
請願第 1 号 臨時国会で T P P 協定を批准しないことを求める請願	6 8

【決算審査特別委員会 開催】

第 4 日                    9 月 1 0 日 (土)                    休                    会

第 5 日                    9 月 1 1 日 (日)                    休                    会

第 6 日                    9 月 1 2 日 (月)                    休                    会

【決算審査特別委員会 開催】

第 7 日                    9 月 1 3 日 (火)                    会議録第 3 号

決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告

(決算審査特別委員会委員長報告) .....	7 4
議第 6 1 号    三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について .....	7 6
議第 6 2 号    三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について .....	7 7
議第 6 3 号    市町の境界変更について .....	7 8
議第 6 4 号    町道路線の廃止について .....	7 8
発議第 1 号    耐え難い負担増をもたらし、生きる希望を奪う、政府がすすめようとして いる医療と介護の負担増と給付減を押しつける見直しの中止を求め る意見書提出について .....	8 0
三川町議会議員の派遣について .....	8 4
意見書第 1 号 国会で T P P 協定を批准しないことを求める意見書の提出について .....	8 5

平成28年第4回三川町議会定例会会議録

1. 平成28年9月7日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	議員	2番	志田徳久議員	3番	佐藤正治議員
4番	阿部善矢議員	5番	田中晃議員	6番	町野昌弘議員
7番	小林茂吉議員	8番	梅津博議員	9番	佐藤栄市議員
10番	成田光雄議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子町民課長	遠藤淳士 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
齋藤茂義 環境整備主幹	本間明 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹
和田勉監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	吉田直樹 書記	五十嵐章浩 書記
------------	---------	----------

6. 会議事件は次のとおりである。

### 議 事 日 程

○ 第 1 日            9月7日(水)            午前9時30分開会

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2 | 会期の決定   |
| 日程第 3 | 諸般報告<br>・ 庄内市町村議会議長会議員全員研修会について<br>・ 三川町行政評価に関する報告書について |
| 日程第 4 | 議第52号 平成28年度三川町一般会計補正予算(第2号)                            |
| 日程第 5 | 議第53号 平成28年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号)                        |
| 日程第 6 | 議第54号 平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算<br>(第1号)                   |
| 日程第 7 | 請願第1号 臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める請願                          |
| 日程第 8 | 一般質問 6名   |

○ 閉 会

○議長（成田光雄議員） ただいまから平成28年第4回三川町議会定例会を開会します。  
(午前 9時30分)

○議長（成田光雄議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（成田光雄議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番 小林茂吉議員、  
8番 梅津 博議員、以上2名を指名します。

○議長（成田光雄議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 過般、議長の要請により、去る9月2日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、平成28年度各会計補正予算3件、平成27年度各会計決算認定6件、条例改正2件、事件案件2件、以上13件があり、この他に、諸般報告2件、請願1件、一般質問6名、議員発議1件、議長発議1件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日7日から13日までの7日間と決定を見たものであります。なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告2件を行った後、平成28年度の各会計補正予算3件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、請願1件が上程され、紹介議員からの請願の趣旨説明の後、所管の委員会に付託となります。

今定例会では、夜間議会を開催することとしておりますので、本日午後5時30分以降をそれにあて、一般質問を行います。一般質問は、6名の議員から通告があり、1人30分を持ち時間として通告順に行い、本会議はこれで散会となります。

第2日目の8日は、本会議は休会となり、請願審査委員会が開催されます。

第3日目の9日は、午前9時30分から本会議を開き、平成27年度の各会計決算認定6件が一括上程され、決算の概要説明及び決算審査結果の報告を行い、直ちに議長発議により決算審査特別委員会を設置し、各会計決算6件を審査付託します。

次に、追加議事日程として、請願審査委員会報告が予定されており、これで本会議は散会となります。

その後に、決算審査特別委員会を開き、委員会構成を行います。審査は2日間にわたることから、審査日程表を別途各位に配付いたします。

なお、決算審査においては、係長以上の出席を求めることにしておりますが、所管以外の審査では拘束しないこととします。

第4日目の10日、第5日目の11日は、本会議は休会であります。

第6日目の12日は、午前9時30分から引き続き決算審査特別委員会が本会議場で再開されます。

第7日目の最終日13日は、午前9時30分に本会議を開き、決算審査特別委員会委員長の報告を行い、討論、採決を行います。その後、条例改正2件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となります。その後、事件案件2件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となり、次に、議員発議1件が上程され、質疑、討論、採決となります。次に、議長発議1件が上程され、採決となります。なお、請願採択の場合は、追加議事日程として意見書提出1件が予定されております。これで付議事件は全部終了となります。

以上のお通りでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう特段のご協力をお願いいたしまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（成田光雄議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のお通り、本定例会の会期は、本日から9月13日までの7日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月13日までの7日間に決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。

初めに、議員派遣の報告であります。これは、3月議会定例会において議員派遣を決定したものであり、庄内市町村議会議長会議員全員研修会について、議員からその報告を求めます。9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員）

#### 庄内市町村議会議長会議員全員研修会の報告

##### 1. 目 的

地方自治の振興発展並びに地域開発の推進に寄与するため、庄内地方の市町議員の識見と資質の向上を図るとともに、庄内広域にわたる議会活動の活性化に資することを目的に参加した。

2. 研修日程 平成28年8月17日(水)

3. 参加者 三川町議会議員全員

4. 研修地 三川町 いろり火の里「なの花ホール」

5. 研修内容 講演 「会津若松の議会改革」

講師 会津若松市議会

議長 目黒章三郎氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

平成28年9月7日

三川町議会

副議長 佐藤栄市 ㊟

○議長（成田光雄議員） 次に、三川町行政評価に関する報告書について、町長より報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） 第5次三川町行財政改革大綱並びに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定により、平成27年度事業に係る行政評価を行いましたのでご報告いたします。

評価の方法について申し上げますと、第3次三川町総合計画の実施計画に掲げております事務事業につきまして所管課等による第1次評価を行い、その後、第1次評価の検証と課題及び今後の対応策につきまして、管理職で構成いたします行財政改革推進本部会議におきまして、第2次評価を実施いたしましたところであります。これら2回の評価を踏まえまして、先月の8月19日、町内各組織・各種団体代表者及び識見者により構成いたします三川町行財政改革推進懇談会により、全施策の実施結果の検証と今後の方向性について、第3次評価としてご意見、ご提言をいただいたところであります。その結果等につきまして、三川町行政評価に関する報告書として本日配布させていただいておりますのでご参照いただきたいと思います。なお、報告書の朗読につきましては割愛させていただきます。

また、三川町行政評価調書につきましては、町のホームページ等でも公表していくことを申し添えまして報告いたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で、諸般報告を終わります。

お諮りいたします。日程第4、日程第5及び日程第6の以上3件を一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第4、日程第5及び日程第6の以上3件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第4、議第52号「平成28年度三川町一般会計補正予算（第2号）」、日程第5、議第53号「平成28年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」及び日程第6、議第54号「平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」以



上3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第52号「平成28年度三川町一般会計補正予算（第2号）」、議第53号「平成28年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、議第54号「平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」以上3件について提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたすものであります。

初めに、議第52号「平成28年度三川町一般会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出の予算総額に、歳入歳出それぞれ3億8,820万2,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を48億4,424万5,000円といたすものであります。

まず、歳出について、その主なものを申し上げますと、2款総務費につきましては、財政管理費における新公会計制度導入支援業務委託料、財産管理費におけるふるさと基金積立金、電子計算費における電算処理業務委託料等、及び税務総務費における地籍図確認業務委託料を追加補正いたすものであります。

3款民生費については、社会福祉総務費における介護保険特別会計繰出金を追加補正いたすとともに、臨時福祉給付金等給付費に係るそれぞれの費用について精査し、減額、及び追加補正いたすものであり、4款衛生費については、予防費における予防接種委託料、6款農林水産業費については、農業振興費における経営体育成支援事業費補助金、農地費における農業基盤整備促進事業負担金及び農村環境改善センター費における工事請負費を追加補正いたすものであります。

7款商工費については、商工振興費におけるふるさと応援寄附金寄附者謝礼等、観光費におけるポートセールス協議会負担金、及びいろり火の里施設費における工事請負費等を追加補正いたすものであり、8款土木費については、道路維持費における道路施設補修工事請負費等、橋梁維持費における調査設計業務委託料、除雪対策費における備品購入費、及び下水道費における下水道事業特別会計繰出金を追加補正いたすものであります。

10款教育費については、事務局費における適正就学支援委員会委員報酬、小学校の学校管理費における設計監理委託料等、中学校の学校管理費における工事請負費、及び体育施設費における備品購入費を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の追加補正費目に伴い13款国庫支出金、14款県支出金、16款寄附金、17款繰入金、及び18款繰越金について所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第53号「平成28年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

まず、歳出であります。1款総務費につきましては、介護認定審査会委託料について、その調査の実績により不足分を追加補正いたすものであり、5款基金積立金については、平成27年度における保険料収入の精査に伴う介護給付費準備基金積立金、7款諸支出金につ

いては、平成27年度介護給付費及び地域支援事業費の精査に伴う過年度分返還金を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の追加補正費目に伴い4款支払基金交付金、7款繰入金、及び8款繰越金について所要額を計上いたしたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,287万4,000円を追加し、補正後の予算総額を8億9,707万4,000円といたすものであります。

続きまして、議第54号「平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

まず、歳出であります。1款総務費につきましては、最上川下流域下水道維持管理経費負担金の確定により追加補正いたすものであり、2款事業費については、特定環境保全公共下水道事業設計業務委託料を追加補正、管路布設等工事請負費を減額補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い1款分担金及び負担金、3款国庫支出金、及び4款繰入金にそれぞれ所要額を計上いたしたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ256万4,000円を減額し、補正後の予算総額を3億4,973万6,000円といたすものであります。

以上、議第52号から議第54号まで一括にご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ審議の過程で所管の課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいましてご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 5ページの一般会計補正予算の支出で、5ページ、商工費で、3目観光費の“プロスパーポートさかた”ポートセールス協議会負担金というのがありますけれども、この中身と、あと、次のいろり火の里施設費ということで工事費がみてありますけれども、どのような工事を予定されているのかを聞きたいです。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 観光費にあります“プロスパーポートさかた”ポートセールス協議会の負担金でございますが、これにつきましては、酒田港に海外クルーズを誘致し、庄内の観光振興を図ることを目的とした取り組みでございます。協議会でございます。

これまで酒田市と山形県が中心で運営をしておりましたが、庄内の各市町村が参画して一緒になってやろうというようなことから、三川町でもこのたび参加することによって負担金が生じたものでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） いろり火の里関係の工事費でございます。

一つは、いろり火の里施設費ということで155万追加になってございますけれども、こちらの方の主なものについては、田田温泉の方の3号源泉ろ過装置のろ材の交換が必要になったということで、その部分。それから、4号源泉と3号源泉を混合する配管の部分、腐食が

激しいということで、その配管の変更工事、こういったものでございます。

それから、いろり火の里推進事業の方の追加になりますけれども、こちらの方は、主に道の駅、物産館マイデルのトイレの改修工事であります。当初は、28年度の当初予算の方に、歳入の部分も含めて、県からの「やまがた道の駅」緊急整備支援事業費補助金ということで当初予算でも計上しておりましたけれども、山形県の方で、この部分について、道の駅の部分を「やまがた道の駅ビジョン2020」ということで力を入れるという山形県の方針に沿いまして、当初予算では歳入200万までしか上限がありませんでしたけれども、要綱がつい先日確定しまして、500万までの上限で改修等できるということになりました。

そういったことで、当初予算では一部のトイレ改修というふうに予定しておりましたけれども、その部分を、男女のトイレ等を含めて、道の駅のトイレの部分の改修が対象になるということで、今回、追加変更申請するという予定で計上したところでございます。

内容については、トイレ、それから多目的な部分で通路の改修、それから洗面所の井戸水になっている部分を上水道に変更する、そういった部分を含めて計上しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 一つ目の観光の、酒田港へクルーズ船が来年来るので、それを盛り上げようということでの負担金ということでありましたけれども、具体的にはどのようなことを計画されて、この盛り上げようというふうなことをやっているのか。その辺、もう一度お聞きしたいと思います。

それから、いろり火の里のトイレ改修ですけれども、今までの井戸水を上水道に変えるということでありました。今、やっているのが、トイレを使っている人が、急に人がぽっと出てきて怖いというふうないろり火の里、道の駅の評判もあります。その辺で、明るくきれいなトイレというふうな何か工夫はあるのでしょうか。

やはり今、道の駅では、トイレがきれいだと、あそこのトイレはいいなということで、また人も賑わいも増えるというふうな傾向がありますので、トイレ改修について、何かアイデアというか、そういうのがあればお聞きしたいというふうに思います。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 海外からのクルーズ船を誘致するというので、来年決定したというようなお話はまだ聞いておりません。ただ、今回の活動については、海外クルーズ社等について、庄内をプロモーションするというような活動とか、それから、海外クルーズの見本市というのがあるそうでございます。そちらの方に出席するというような誘致活動を今年度は向かうということで、事業費的には約200万円ほどの事業費になってございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 道の駅、マイデルの関係のトイレの改修の内容、集客を見込めるようなトイレの改修ということでございました。

このトイレの改修につきましては、入るときに、出てくるお客様となかなかスムーズな動

線が確保できないというふうなお声もありましたので、そういった部分。さらには、近隣の内陸の方の道の駅のトイレの評判等も見聞きしまして、それを実査して、そういった部分も十分に参考にしながら、バリアフリー、さらには明るく清潔なトイレというふうな形になるように、仕上げ剤、それからスロープを含めて、電気設備を含めた改修を行って、明るく賑わいのある道の駅にしたいということで、改修の設計を含めてこれから入っていきたいということで考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 質問させていただきます。5ページの6款、5目農地費とありますが、この内容、内訳をお知らせください。

それから、6ページの8款、3目、長寿命化対策とありますが、どのようなものを、どこにある橋をどのような改修をやったのか、お知らせください。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問の農業基盤整備促進事業の増額補正の関係でござい  
ます。

これにつきましては、落合地区のパイプかんがい用水路の移設に伴う事業費でございます。平成27年度の時点で、測量及び実施設計ということで、補正も含めて218万円ほどで実施しておりまして、本年度工事に入るということで、当初予算に計上しておったものでございます。

ただ、実際の工事施工にかかる際に、県道に係る工事と並行して行うということがござい  
まして、実施の工事につきましては、県の工事基準に沿うという形が新たに発生しました。

具体的には、県道を横断するパイプについて、当初は埋め殺し、埋めてそのままにする  
というような計画でございましたが、全部撤去するようという県道の指示でござい  
ます。

それから、それに伴いまして、舗装関係も道路一括で、工事終了後、本舗装するとい  
うような内容でございましたが、こちらの方も、ただいまの関係から、仮舗装及び本舗装と、二  
度の舗装をすることとなったところでございます。

以上の一部変更によりまして、当初の事業費につきまして増額になったということと、そ  
れから、本事業につきましては、土地改良区の方で国の補助事業を活用しております。工事  
事業費のうちの1,400万円までの部分については、46%部分が町が負担するという内容に  
なっております。

ただ、それは確定をいたしておりますので、今回補正をお願いします871万1,000円につ  
いては全額町費負担という形になります。以上です。

○議長（成田光雄議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 橋梁長寿命化対策事業の中の委託料の関係でござい  
ますけれども、このたびの委託料につきましては、国の取り扱いの関係で、本町の長寿命化対策  
の推進にあたっては社会資本整備総合交付金を活用しながら行っているわけですけれども、  
平成29年度以降の改修にあたっては、点検計画の見直しと、それから個別施設計画の作成  
を求められているところでございます。この取り扱いが、本年度に入りまして、正式な通知

として参っております。

本町におきましては、平成23年度に三川町橋梁長寿命化修繕計画を一度作成しております。5年前に作成したこの計画についての見直しを今回行うことと、それから、個別の施設計画ということで、15m以上の橋梁については個別の修繕計画の策定も求められているところでありまして、本町の場合は、それに該当するのが5橋ほどございます。

したがって、全体の橋梁長寿命化修繕計画と、それから個別の修繕計画の策定をこの委託料で実施する予定としております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 最初に、4ページの臨時福祉給付金事業です。これはそれぞれ減額になったのはなぜかということと、それと、6ページの適正就学支援委員会委員報酬1万1,000円ということで、これの内容というか、教えてください。

それと、小学校管理費の101万円の修繕内容、中学校管理費の41万円の工事内容、体育施設費の備品購入内容を教えてください。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） ご質問の臨時福祉給付金事業につきましては国の事業でございまして、私どもは、所定の金額を対象者の皆さんに交付するというところで事務事業を遂行しているところでございます。

その中で、事務管理費につきましては、201万という総額、上限額が規定になっておりまして、実際に年度当初、予算を組んだ段階から見ますと、実績としましては、電算処理委託料が12万ほど増額を要するという結果になった関係上、それぞれ消耗品費、印刷製本費等からこの12万の必要額を捻出するための流用補正を行わせていただいたという状況でございます。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 6ページの10款教育費、事務局費の適正就学支援委員会委員報酬でございます。

これにつきましては、現在、適正就学支援委員会は年2回開催しておりますけれども、この4月から、新たに町の学校教育の支援を行っていただくために、学校支援ということで、3月まで横山小学校に勤務されておりました梅木先生から新たに支援委員として加わっていただきました。

その関係で、保育園・幼稚園の面倒を見ていただいておりますので、この支援委員会においてご意見をいただくために委員としてご参加をいただくこととし、今回、その委員報酬を追加させていただくものでございます。

10款の教育費、小学校管理費につきましては、修繕料、これは、押切小学校のグラウンド内に築山がございますけれども、その西側ののり面が崩壊しておりまして、その一部修繕を行うものでございます。

設計監理委託料については、横山小学校において、29年度に1年生が39名、入学を予定しております。基本的な定員は40名でございますが、山形県のさんさんプランで33人

1クラスとしておりますので、来年は2クラスが1年生となります。そうした場合、教室が不足する関係で、既存の教材室、準備室等を改修する工事をし、普通教室として対応する予定でございます。

他に、押切小学校について、平成30年度に大規模改修を予定しておりまして、29年度に実施設計を計画いたしますが、その事前調査として、専門的な見地での調査が必要だというふうに判断されましたので、ここに設計の委託料を計上したものでございます。

7ページの学校管理費、中学校管理費につきましては、中学校の暖房機の自動制御操作盤の回路の一部に不具合が生じたために、その操作盤の回路の交換として計上しております。

保健体育費につきましては、体育施設費ですが、備品購入費、これは町民体育館のバスケットゴール4台ございますけれども、バスケットボードを伸縮性のアームで支えております。そのアームを支えるフレームについて不具合が生じまして、ボードとフレームが一体化されておりますので、この全部を交換するという事で今回の補正予算を追加計上したものでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 臨時福祉給付金で、電算処理委託料が膨らんだということなんですが、臨時福祉給付金がそもそも当初予算では1,110万円ほどということで、今回3万円が加えられるということで、370人の方に支出されるということなんですが、それで、今回のこの載っている電算処理も含めてかかわったというのは、6月に支給された方の分ということで考えていいんですか。そこをちょっと。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 今年度実施しております臨時福祉給付金につきましては、27年度からの繰り越し分と、また新たに追加で、この秋以降、遺族年金、それから障害者年金を受給されている方々を対象に二つ目の給付金が交付されるということで、それぞれ事務処理を進めているという状況でございます。

今回の補正をお願いいたしますのは、後段の部分の給付金に関する事務処理上の流用をお願いしたいという内容のものでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） それでは、私から、ふるさと応援寄附金、それから、それに伴うふるさと基金積立金、その使い方について質問したいと思います。

まず、ふるさと応援寄附金、当初予算で3億の計上だったわけですが、今回、その当初を上回る3億3,000万の補正ということで、聞くところによれば、去年の倍のペースでスタートをしたということでございましたが、現在の状況について、一番新しい情報をお願いしたいと思います。実績に関してですけれども、現在の状況をお願いしたいと思います。

それから、それに伴って、今回、歳出の関係で1億4,000万の基金積立がなされると。当初の1億1,900万をしのぐ積立が行われるようでございます。27年度末が2億3,000万ほどだったと思いますけれども、このふるさと基金積立金、その後、28年度の当初予算での繰り入れが計上されました。それから今回、5ページの方に、新たに1億6,700万というこ

とで財源として計上になろうとしています。そういったことで、今回の補正に伴って、今現在の見込みとしてふるさと基金の積立金が幾らになるのか、その数字を説明をお願いします。

それから、それに関して3点目になりますけれども、5ページに先程、同僚議員からも質問がありました。いろり火の里の施設工事、説明の中で、県の意向もあって、全面的な道の駅のトイレの改修ということで、工事が認められるということでございます。

それに伴って、国県の補助金、ふるさと基金からの繰り入れ、それから一般財源を使っての今回の補正予算の計上になっているわけでございますけれども、当初予算でそのふるさと基金を使ったと、繰り入れを使ってこの計画を組んだということでの、今回も同じようにまた1,670万、ふるさと基金から繰り入れするということのようにですが、この判断について伺いたいと思います。

当初予算でやったので、同じようなやり方で、ふるさと基金を取り崩して繰り入れするという考えでいいのか。ふるさと基金の使い方ということもその一番の根底にあると思いますので、その辺もできる範囲でお答え願えればと思います。以上です。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ふるさと応援寄附金の現状、今の状況をということでございました。

昨年度の実績額が5億2,200万円ほどということでございます。それから、その後、4月、5月、6月、7月、8月と5ヵ月を経過しているところでございますが、ご質問にもありましたとおり、4月、5月については、前年の同月比で2倍を超えているような状況がございました。

ただ、その後8月までの間、前年同月比、その増減幅がやや小さくなっているといった形で、4月から8月までの合計額については、寄附金額については、前年同月の期間と比べまして1.6倍ほどとなっております。

ただ、一方、今後の見込みについても判断要素がいろいろありまして難しいところがございますが、見込みとしては、さらにいろんな要素を含めて、1.2、3倍で持っていければというような考え方がございまして、今回の寄附金額についても、前年実績額の5億2,000万円の1.2倍ですか、そういった形での所要額の3億3,000万円の補正ということをお願いしたいところでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 2点のご質問にお答えいたします。

1点目のふるさと基金におきます平成28年度末の基金残高見込み、現時点での残高見込みというご質問でございますが、ご質問にもありましたとおり、ふるさと基金につきましては、27年度末におきまして2億2,030万となっております。

28年度におきましては、まず当初予算において1億1,670万円を取り崩しまして、今年度の各種まちづくりに繋がる事業に充当することといたしております。

また、今回の9月補正におきまして1,670万円を取り崩しまして、現時点での平成28年度での取り崩し額は1億3,340万円を予定しているところでございます。

一方、積立でございますが、当初予算におきまして1億2,000万円を予定しておりまして、今回1億4,000万ということから、28年度におきましては、現時点での予算上の数字になりますが、2億6,000万円を積立することといたしまして、28年度末の基金残高の見込みであります、3億4,690万と見込んでいますところでございます。

2点目の道の駅、マイデルの改修に関しまして、ふるさと基金の充当の理由というご質問でございますが、本町におきましては、いろり火の里施設の中で、温泉施設と交流施設ということで、マイデル等を区別してその財源充当を行っているところでございます。

田田等の風呂につきましては温泉施設基金を充当いたしますが、今回のマイデルの改修につきましては、当初予算におきましても、交流施設、交流によるまちづくりという観点でふるさと基金が妥当であろうということから、当初予算においてもふるさと基金を充当したところでございます。

今回の補正につきましては、その当初予算に計上した施設整備費を拡大するものでありますので、同じ考え方でふるさと基金を充当することとしたものでございます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 最初の寄附金の状況ですけれども、1.6倍というような話がございましたが、具体的に件数、金額が分かればお知らせいただきたいと思えます。

それから、増加部分が若干7月、8月で減少気味であるということでの、前年度対比1.3倍の計上という説明がございました。

今回、まだ9月の時点でございますので、前年度のやり方を見ますと、何回かに分けて補正をしながら、見込みという部分について、確実な部分というものを押さえながら、3回ないし4回ぐらいに分けて補正をしてきたということがございます。

今回、今の説明だと、年間で1.3倍、年度末での1.3倍というものを予想しながら、3億3,000万、当初予算から比べて大きい補正ということで一気にやったように思いますが、その辺の手法について、だいぶ昨年度とは違うような気もするんですが、どういった判断でこうなったのか、再び伺いたいと思えます。

それから、ふるさと基金の年度末の見込み、3億4,000万ほどということでございました。今、説明の中で、この基金の使い方、当初予算での質疑、私としても少し足りなかったのかなと思えますけれども、温泉施設については温泉基金、温泉のリニューアル等ございまして、29年度には、温泉基金から2億4,000万ほどの計画もございまして、あるいは31年度頃には、ふるさと基金に関しては、地域交流・子育て支援施設ということで、5億弱の繰り入れを今のところでは予定しているということでございますが、それに向けて、今、積み立てているわけでございます。

交流施設に関してふるさと基金を使うと。例えば温泉のリニューアル、いわゆるいろり火の里のリニューアルに関しても、こういった手法で、温泉部分は温泉基金、あるいは交流部分、当然いろり火の里というものは交流施設の部分も含まれますので、そういったことで使われるようになるのか。その辺、この時点で確認していきたいと思えます。

私としては、いろり火の里のリニューアルに関しては、温泉基金でのみ対応するのではな



いかなと思っていたところでありまして、先程言った子育て支援施設に関しては、ふるさと基金で大きいところはやるというように考えていたところがございますので、その点、今後のいろいろな考え方もあるかと思えますけれども、今の時点で、交流施設を含めたいろり火のリニューアルに関して、ふるさと基金も相当額入っていくのか、その辺、考え方を聞きたいと思えます。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 現在のところの寄附件数と寄附金額ということでございますが、手元にありますデータは、4月1日から9月5日までの期間になります。1万6,558件の寄附をいただきまして、金額的には2億2,177万円ほどということでございます。昨年度の5億2,000万円と比較すれば42%ほどになっているということでございます。

それから、補正の考え方でございますが、いわゆる寄附金という性格もございまして、積算するわけにもいかず、傾向を見ながら、その実績額を近い形でその都度補正させていただくという考え方については基本的には同じでございます。

ただ、今回について、多くを補正させていただいたのは、できれば、年度の寄附金額を一応想定して、3月の補正で最終的にやればというような思いでございます。

ただ、昨年度同様、想定を大幅に上回る寄附がいただけた場合につきましては、支出の方でも相応の予算が必要となりますので、やはりそういった事態になれば、12月、3月というような形での補正をお願いすることになるかと思えます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） ふるさと基金の活用方法に関する基本的な考え方というご質問でございますが、まずは、いろり火の里施設におきまして、田田入浴施設、これにつきましては、基本的には温泉施設基金を充てていく。また、その他、なの花ホール、マイデル、こういった施設についてはふるさと基金を活用していく、そういう考え方でございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 1点だけ質問いたします。

4ページの衛生費、2目の予防費ですけれども、この予防は、乳幼児から高齢者まで幅広くやっている事業であります。昨年の予算でも1,700万余り、今回も当初予算は1,700万円余り、27年度の実績を見ましても1,600万円余りであります。これが、予防接種の対象者が増えたのか、それとも予防接種の種類が増えたのか、伺いたいと思えます。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） ご質問のとおり、予防接種の種類が増えたというよりは、定期接種に項目が1項目増えたという内容でございます。

この10月1日からB型肝炎のワクチン接種を行うことということで制度改正がなったことに伴いまして、必要額をこのたび補正させていただくというものでございます。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前10時26分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午前10時45分)

7番 小林茂吉議員。

○7 番（小林茂吉議員） 4ページの財産管理費について伺います。

新公会計制度導入支援業務ですが、まず、この委託業務にあたりましての事業者の選定についてどうなっているのか。選考といいますか、これはどのようになされているのか。委託期間はどのようになるのか。それから、この業務の目的は具体的にどのようなものなのか、お伺いします。

それからもう1点は税務総務費でございますが、地籍図確認業務がございます。確認業務ですので、今、持ち備えている地籍図のどの部分を確認していくのか。また、今この確認を要する、発生した要因は何なのか。それから、本町の場合は、具体的にこの地籍の調査というのは、いつ頃実査といいますか調査されたのか、その辺を少し伺いたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 新公会計制度導入に関するご質問で、委託先とその期間というご質問でございましたが、まず委託先につきましては、この新公会計制度導入にかかわりまして、当初から委託しております税理士法人あさひ会計を考えているところでございます。また、その委託期間につきましては、今年度いっぱいということ考えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 目的。

○説明員（石川 稔総務課長） 失礼いたしました。この新公会計制度の導入にあたりましては、今現在、総務省提供の標準ソフトを稼働させるための必要な機器等の整備、さらに、昨年度整備しました本町の固定資産台帳の取り込み及びその取り込みの反映の検証に今現在取り組んでおりますが、それにつきましては、9月末ぐらいで完了する予定でございます。

そのことを受けまして、平成27年度決算、昨年度の決算でございますが、平成27年度決算について、総務省提供の標準ソフトをもって、財務書類の作成を前倒しで試行的に行いたいということから、今回、このようないろいろな支援を受けながら行いたいというものでございます。来年度からの新公会計制度への移行に万全を期したいということから行うものでございます。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 税務総務費の地籍図確認業務委託料に関するご質問でございました。どの部分を確認ということでございます。

まず、青山、猪子2カ所、そして成田新田ということで、現在想定しておりますのは4カ所となっております。

その要因としましては、昨年、平成27年度より土地家屋の現況調査を実施しております。その中で、町の字限図、また現場を確認した際に、どうしても専門の知識のない職員にあっては確認できない部分があったものですから、今回補正をお願いしまして、専門の調査士の方に業務を委託し、来年度、新年度の課税に間に合わせたいということで、今回補正をお願いしたものでございます。

最後の、地籍調査はいつ頃というご質問でございました。三川町にありましては、国土調査そのものが昭和40年の前半に行われたというふうに記憶しておるところでございます。

全町的にそういった調査が行われ、その後の移動につきましては土地改良事業等がございますが、そういった部分、また個人の移動という部分もございますが、基本的にはその国土調査というふうに考えているところです。

○議 長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） まず、昨年27年の年に本町の場合は固定資産台帳の整備が行われてきて、一步前に、新公会計制度の中身の一步前に進んだのかなというふうに私は思っております。

この新公会計制度そのものについては、私どもの町も当然ながら平成23年度に財務書類4表を作成しまして、すでに毎年このようにやっているわけですが、言ってみれば、その財務書類については、私どもの町については総務省方式の改訂モデルを採用しておりますし、また、他の自治体においては基準モデル、それから東京都方式もございます。

これを、いわゆる基準モデルとして全国統一した形でまとめていこうという新しい公会計制度がスタートしているわけでありまして、あさひ会計の方に業務委託をした場合に、いわゆる財務書類4表を作成する時点の中でも、いろいろこうした業者の方からの助言、指導等々も契約の中に含まれているだろうというふうに私は思います。

要は、これからの財政の効率化、適正化、それらも繋げるためにも、前にいただきました行政評価書、こういうふうなものも町でまとめていただきましたが、こうした公会計制度が非常に進歩することによっては、非常にコスト情報というものが活用できると。おそらく、この行政評価の中身を見れば、おおむね良好の評価をいただいておりますが、要は、中身は、個々の事業について、施策の中身について、どれだけのコストを要しているかということまでも、将来的にはこれが進むことによって分かってくるはずで。そのように、私はその活用の充実を求めていくべきだというふうに思います。

そこで、会計処理の体制の充実強化を図るためにも、私は、継続的にこの地方公会計の推進に貢献していくべき職員のスキルアップ、そうしたものの育成教育というものがこれからますます求められていくのではないのかなというふうに思います。この件については、当局はこれからどのように向かい合っていくのか、お聞きしたいと思います。

それから、地籍の再確認業務ですが、4カ所ほどというふうな報告でございました。これは、登記所等にはいわゆる公図といったものが、明治時代からといいますか、昔からある公図があるわけです。それと同時に、やはり地籍図と地籍簿がおそらく町にはあるだろうというふうに思います。

この随分昔の測量については、やはり測量技術の正確性がなかなか乏しかったのではないのかなというふうに思います。おそらく、現況と公図を照らし合わせれば、大きなずれというのが当然のごとく私は出てくるだろうというふうに思います。

今、申し上げられました4カ所の部分につきましては、やはり明らかに違っていたということですので、言ってみれば、税務行政において、公平負担の大きな原則があるわけですので、これまでの税の負担、固定資産税の負担、これらについての処理的なものについて、過大にいただいていたのか、それとも、いや、逆に不公平な取り扱いにはなっ

ていなかったのかということを確認されているのかどうか、その辺の内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 新公会計制度導入に関しまして、まず、今回の取り組みといたしましては、大きく固定資産台帳の更新の支援をいただくための費用を持っておるところでございます。

二つ目が、新公会計制度導入の支援ということで考えているところございまして、その中には、財務4表、それから附属明細書の作成、点検、確定、こういったことについても委託業務の中で支援していただき、適切な資料等の作成を目指すものでございます。

ご質問にありました、職員のスキルアップ、資質向上ということで、こういったことの専門的知識を有する職員の育成についての考え方のご質問でございますが、議員おっしゃいますとおり、そういった、新公会計制度、それから財務4表等の作成に精通した職員の育成、これは当然必要なものでありますし、様々な研修等を通じまして、その育成には努めてまいりたいと考えておりますが、すべてその職員が対応できるようにするのか、または、今回のように専門機関に委託する部分も設けていくのか。それについては、今後、慎重に考えて対応してまいりたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 税の公平管理ということでございました。

現在想定をしております4ヵ所でございますけれども、登記上について、登記を基本に課税しておりますので、その課税部分については誤りはないというふうにご覧いただいております。

ただ、今回の地籍図を確認した後において、その登記等について変更を要するというふうなことは考えられているところですが、そういった場合におきましては、税上の賦課還付については5年、また、三川町にありましては、固定資産税等過誤納返還金処理規程というものがございまして、これによりまして、最大20年の還付が、還付というか、返納が可能となっておりますことから、税法、またこの規程にのっとりまして処理することになると考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 一応、その土地を所有する人がきちんと、町もある一定の期間を設けた閲覧をしている、閲覧期間を設けているわけですが、その地籍図と地籍簿の確認、この閲覧をきちんとやっていただくということ。それがなされれば、おそらく山形県の知事の認証等もいただけて、やっと登記の段階に進むのだろうかなというふうに思っております。

新しくこうした発見できました4件については、当事者間のそうしたきちんとした手続、閲覧を含めたものをきちんとやって、また登記上も問題なく済ませるようにすべきかなというふうに思います。縷々そうした手続を踏まえた中で新しい年度への課税の部分について、その時期的なものは十分確保できるというふうに思っているのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 新年度の課税は、この調査に基づきまして適正に課税したいという考え方から今回の補正を要求させていただいたものでございます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから採決いたします。各会計補正予算3件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

最初に、議第52号「平成28年度三川町一般会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第52号「平成28年度三川町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 次に、議第53号「平成28年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第53号「平成28年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 次に、議第54号「平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第54号「平成28年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 次に、日程第7、請願第1号「臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める請願」の件を議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） ただいま上程されております請願第1号「臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める請願」について、紹介者としての趣旨説明をいたします。

請願書に示されているように、先の国会では、入り口の段階で詳細な資料開示はなく、交渉担当大臣の失脚などで、実質的な審議もなく先送りされました。

今日まで、三川町議会としての交渉参加の是非をはじめ、報道された範囲での状況のもとでも、多くの問題点が指摘され、批准すべきではないと政府国会に意見書を提出してきた経

過はご承知のとおりです。

先の参院選で、農業県の東北各地で、協定調印とはいっても、中身が何ら説明されず、多くの疑問や国内農業への懸念が大きいとの世論が投票行動に示されたとおりであります。

T P P協定は、農業分野に限らず、医療をはじめ、国民生活や自治体政策などにとって多くの影響を与えるものと言われており、慎重かつ十分な説明と資料開示がなされるべきことと考えます。

以上の理由から、予定される臨時国会で急いで批准すべきではないとする願意は妥当なものと思えます。

委員会及び議員諸兄の賛同を求め、説明といたします。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、請願の趣旨説明を終わります。

ただいま議題となっております請願第1号について、会議規則第91条第1項の規定により、産業建設厚生常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、明日中に審査を終えるよう期限をつけることに決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は、明日中に審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

○議 長（成田光雄議員） 本日の会議時間は、夜間議会により、会議規則第8条第2項の規定によって、本日の議事日程が終了するまであらかじめ延長いたしますので、ご了承願います。

○議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 （午前11時06分）

○議 長（成田光雄議員） 再開します。 （午後5時30分）

○議 長（成田光雄議員） 日程第8、「一般質問」を行います。

一般質問は6名の議員から通告がありましたので、通告順に行います。

なお、一般質問は、申し合わせのとおり、答弁時間も含めて質問者1人につき30分以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔に、おのおのその要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、6番 町野昌弘議員、登壇願います。6番 町野昌弘議員。

○6 番（町野昌弘議員）

1. 三川町の農業行政について

1. 本町の基幹産業は平坦な地形の優位性から水稻栽培だと考えています。その米の価格は消費減少から低迷しており、水稻農家の経営が行き詰まり立ち行かなくなっています。国の政策では、「強い農業」を目指していますが、町としての対応を伺います。

2. 三川町を通る、主要地方道余目加茂線における通学路の危険箇所の解消について	<p>2. 米は供給過剰の状況にあり、産地間競争が始まっています。産地間競争に勝つには売り方に工夫が必要だと考えます。そこで、販路拡大に対する町の支援について伺います。</p> <p>3. 本町の特産品は、水稻以外の収入源として大きなウエイトを占めていると考えます。特産品の6次化を含め工夫がないと収入の確保が難しいと考えますが、町の対応を伺います。</p> <p>1. 東郷小学校及び三川中学校の通学路に指定されている主要地方道余目加茂線の猪子・天神堂間は歩道が自転車通行可能となっていますが、幅が狭いため歩行者と自転車のすれ違いが困難で危険な状況です。歩道拡幅を含め、県に要望していくべきと考えますが、町の対応を伺います。</p>
---	---

平成28年第4回三川町議会定例会におきまして、通告に従い質問いたします。

まず初めに、三川町の農業行政について伺います。

本町の基幹産業は平坦な地形の優位性から水稻栽培だと考えています。その米の価格は消費減少から低迷しており、水稻農家の経営が行き詰まり、立ち行かなくなっています。国の政策では、「強い農業」を目指していますが、町としての対応を伺います。

次に、米は供給過剰の状況にあり、産地間競争が始まっています。産地間競争に勝つには売り方に工夫が必要だと考えます。そこで、販路拡大に対する町の支援について伺います。

3番目に、本町の特産品は、水稻以外の収入源として大きなウエイトを占めていると考えます。特産品の6次化を含め、工夫がないと収入の確保が難しいと考えますが、町の対応を伺います。

続きまして、三川町を通る主要地方道余目加茂線における通学路の危険箇所解消について伺います。

東郷小学校及び三川中学校の通学路に指定されている主要地方道余目加茂線の猪子から天神堂間は歩道が自転車通行可能となっていますが、幅が狭いため、歩行者と自転車のすれ違いが困難で危険な状態です。歩道拡幅を含め、県に要望していくべきと考えますが、町の対応を伺います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

初めに、農業行政についての3点のご質問につきましては関連性がありますので、一括にご答弁申し上げます。

米づくりを主体とする本町農業は、生産技術の先進性、経営規模の大型化、水田圃場の機能整備、水利施設や機械化体系の整備がなされ、良質米生産地としての要件を保持している

ところであります。しかし、一方で、米の生産調整による生産量の減少や米価の低下から、本町での米の生産額は近年では16億円を下回り、最盛時約30億円に比べて大幅な減収となっております。

こうした中、国は「強い農業」の構築を打ち出しているところであり、具体的には収益性の高い農業を目指し、「米」の海外輸出や農業経営の組織化・大規模化による生産コストの削減、生産物の高付加価値化による競争力の強化など、持続可能な農業経営の確立を目指して進めることとしているところであります。

このような状況を踏まえ、本町では地域水田農業ビジョンに「売れる米づくりの推進」と「水田の高度利用」を掲げ、昨年度からは「米」を町の特産品に捉えた「瑞穂の郷づくり事業」を展開しているところであり、国の示す「強い農業づくり」の動向を注視しつつ、町としてでき得る振興策を確実に進めてまいりたいと考えているところであります。

また、県産銘柄米の「つや姫」や「はえぬき」の有利販売に向けた産地間競争への対応につきましては、山形つや姫ブランド化戦略推進本部において、引き続き農業者や農業者団体、県・市町村が一体となり取り組んでいるところであります。

さらに、特産品の6次産業化につきましては、農業者が1次生産物を商品化し、付加価値を高め、販売による所得向上を目指すものであることから、「米」以外での所得確保と、大きくは農業の振興や地域活性化を図る方策として有効であると理解しているところであります。特産品開発は、消費者に求められる“ものづくり”が大切なことであり、その取り組みは決して容易でないため、特産品開発と販路拡大に向けた農業者等の積極的な取り組みについては、今後も引き続き、がんばる農家支援事業や地域産業活性化支援事業により強力に支援してまいりたいと考えております。

次に、主要地方道余目加茂線における通学路の危険個所の解消についてお答え申し上げます。

ご質問にありましたとおり、現在の歩道幅員が狭い状況については以前から課題となっており、その解消については、各種要望の機会を通じて道路管理者である県当局に要望してきたところでありますが、いまだ改修が図られていない現状にあります。

このような中、地元、東郷地域におきましては、早期の整備を求めするため、東郷小学校PTAが中心となった署名活動が展開され、地域全域から多くの賛同を集め、過日、その署名簿を県へ提出するとともに、現状を強く訴えたところであります。

町といたしましても、地域住民の総意として本路線の整備を促進し、児童、生徒の安全確保を図るため、既存防雪柵の改修と併せ、歩道の拡幅につきましても、引き続き県に対し強く要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） それでは再質問をいたします。

まず初めに、三川町を通る主要地方道余目加茂線の危険個所解消について再質問いたします。



先程答弁であったように、東郷小学校では前からあそこが雪が降ると危なくて、道路が狭いものだから何とかしてくれというふうな声が大分前からあって、今年PTAの方が署名活動をやったというふうな経緯があります。それで、東郷地区の人口が2,218人の中で、署名が1,386名というふうなことを聞いております。大体63%。しない人もいるので、望む声というのはもっと多いと思います。

そこで、先程県の方にその要望書を提出したということを知りましたが、県の方の受けとめ方というのはどういうふうな受けとめ方をしていたか、教えてください。

○議長（成田光雄議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） ただいま署名活動の県の受けとめ方といったご質問でありましたが、この署名簿の提出につきましては、町としましても同席いたしまして、一緒になって現状を訴えたところでもあります。その中で、県当局のお話としましては、庄内管内の小学校における通学路に指定されている県道延長については164kmありまして、その中で歩道が設置されている延長、これは片側、もしくは両側設置されている場合もありますけれども、歩道が設置されている延長が131kmあるといったお話がありました。整備率としては80%になっているわけですが、設置されていない歩道がまだ20%あるということで、県当局としましては、設置されていない箇所をまずは優先的に整備している状況であるといったお話がありました。

それから、道路予算の話も実はその場でありまして、道路予算が毎年削減されて、優先順位をつけながら整備を行っている状況であるといったお話もあつたところでもあります。

ただ、現状の中で早急な対応を望むといったお話の中では、今の歩道幅の面で、特に西側の現在ある歩道については、すぐそばに大きな用水路が走っているということから、西側の歩道幅についてはなかなか難しい状況であると。ただ、そのかわりに東側の方に一部路肩を拡張して、そこにグリーンベルトといった自転車が通行できるような、路肩を広げるような幅についても、本格的な歩道の整備とはいかないわけですが、そちらであればすでに県の敷地を活用した有効利用が可能ではないかといったことで、当面の応急的な対策としてはそういったことも、今後、県としては予算要求をしていきたいといった前向きな回答もあつたところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 県の方も大変前向きな回答をしていただいたということでもあります。私もいろいろ聞いていますけれども、なかなか署名運動して要望するというのは県でもそんなに多くはないのかなというふうに思っています。

今回、東郷地区の住民が待ち望んで署名運動ということで盛り上がっておりますので、今後、県としては歩道がまだない方を優先にやるというのは分かりますけれども、応急処置ということで路肩を広げてくれるということであれば、今後とも県に強く要望して行って、早く安全に小学校・中学校の生徒が通れるような道路を望んでおります。

それでは、続きまして、三川町の農業行政について伺います。

大変、農家の人たちは、今の答弁にもありましたけれども、米の収入が30億から16億

ということで、三川町の米の収入も半分になってきております。

そこで、町民の方からよく、「町野、農業のことをまず何とか町の方に頼んでくれ」というふうな声をしょっちゅう聞くものですから、私も今回このような一般質問で取り上げたというところであります。

そこで、本町の特異性といえば、平地でありますので米ということになると思います。米も黙っていると値段が下がって、農家の人のモチベーションというか、やる気もだんだんなくなっていくような感じで受けとめておりますけれども、国としての今後の方向というものはいち早くつかんで、そのとおりにやればいいのかというわけではありませんが、ある程度の流れに沿って、町の米の強い農家というものを見据えていかなければいけないのかなというふうに思いますけれども、今、町の方では、今後国がどのような方向で米の農業のことを進めようとしているかどのくらい把握しているのか、分かるところで教えてください。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問にありました、国の強い農業を構築するというような内容についてどの程度把握しているかということでございました。

近年でいえばTPP協定、そういった面で農業の部分がクローズアップされています。日本の農業の中心になっている稲作農業が大きな課題を抱えていると。国際的に見ても、その価格性・競争性については課題を抱えているという状況が出ております。

それについて、特に米については、今まで内々での対策、生産調整ですとかそういった形で価格を守り、農地を守り、農家を守るというような流れから打って出ようと。国はそういった形で輸出を前面に出しながら、そうした攻めの施策を示しながら、よくよく日本の米農業も農家も、先程来言っています強い農業に持ち込もうということで示しています。その他、生産資材の価格の低減ですとか、今まで手をつけてこられなかった経営に関する件についても踏み込んでいこうというような流れがございます。

一方、先程の答弁にございましたとおり、その国の流れを踏まえつつ、一緒にそのものをすぐに、例えば三川町の農業の米が中国等に輸出するといったようなことについては、方向性はあったにしてもなかなか簡単にできるようなものではございませんので、そういった国の進め方を踏まえつつ、町としてでき得るものを確実にやっていく。それが昨年度から示しています、取り組んでいます瑞穂の郷づくり事業ということで、米の収入は減っているとはいうものの、全国屈指の生産条件を備えている米ですので、町としてはそこをきちんと特産品であると捉えながら、なお、併せて米以外のところからも収入を得ていくんだという方向を具体的にこれから模索しながら、もしくは取り組みを、計画を進めながら取り組んでまいりたいと、そのように考えています。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） そうですね。町として国の情報をつかみながら応援していくというふうな姿勢はよく分かります。

米農家は行政としてどれだけかかわればいいのかというふうなところで私も少し悩んだり考えていました。

今、ここは資本主義の国でありますので、国、町、行政が、これは売れるからこれだけ作れとか、今度はこんな作るのはやめろなんて言うのは、本来やるべきことではないというふうに思っています。それで、そういう統制をやったがごとく、社会主義の国では農家がやる気をなくして生産力が上がらなくて失敗したというふうな経緯があるわけです。そういうふうに計画的なことをやればそれなりに、農家の意欲が湧かなくて、霜が下りてきても管理したりとかそういうことをしなくなってくるというふうなことで、行政のやることというのは少し限られてくるのかなというふうに思います。でも、そこでもある程度の勇気というか、そういう農家にやる気を持たせるような情報なり、そういうことは町で積極的にやっていくべきかというふうに思います。

国で今後考えているようなこと、先程海外輸出ということでありました。つい先日、農林水産大臣の会見というのがありましたので、その中でも言うておりました。日本の農業生産額は世界で10位ということで、生産額はあるけれども輸出は世界の60位ということで、今後、国の国内マーケットがだんだん小さくなるのを見据え、輸出に切り替えることが我が国の発展の鍵になるということで、これからやらなければならない農業は、輸出をやらないと農業は成長産業にならない、農業の所得が上がらないというふうなことを農林水産大臣もこの間述べておりました。私も、今後、今の農業を元気にするには輸出というのは一つ鍵になるのかなというふうに思います。

酒田港も来年に向けて大型クルーズ船が来るということで、クルーズ船だけでなく貨物船も今のところ1日1艘で、波か何かで入れないときは1艘沖で待っているような状況ですけども、今度は2艘は入れるというふうなことで、国・県もこれから輸出に向けて動いているというふうな状況にあります。

そういうことを見据えて、本町の農業もそういうのに少し先んじた政策というか、そういうものというのは考えていけないものでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 米を海外に輸出するというような考え方につきましては、議員言われるとおり、これからの農業経営を確立していく上でポイントとなる点かと思えます。

本町においては、ご存知のとおり、5、6年前になりますか、まいすたあが農林水産省本省と連携しながら直接中国に米を輸出するというような形で取り組みを進めておりました。今現在、描いたような形には残念ながらはございませんが、そういった取り組みを通して進めておったことが、今現在、全農と民間の農機具製造販売のクボタが手を結びまして、そういった流れでさらに再度輸出について力を入れ、その拡大について向かっているところと聞いております。

ただ、その動きについては国レベルでの動きでございまして、それについては我々の段階では期待するといった方が現実的かと思えます。思いはそちらの方向に目を向けながら、アンテナを張りながら、そういう機会を捉えて、近い将来、そういった形でこの町の農業経営、米も出ていくような形になればよろしいかと思えます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 今、国の輸出には町単独で動くわけにいかない、国の方の政策もあるというふうなこともおっしゃいましたけれども、今、農林水産大臣も、そういうことで今後日本の農業は輸出が鍵になるというふうなことで、今予算をとったりいろいろ動いております。

アメリカ合衆国、今は農業国でいろいろ、米、麦、トウモロコシ、いろいろ輸出しておりますけれども、もともと昔は農業はアメリカの輸出産業ではありませんでした。少し昔の話、少し見ると、ニクソン大統領の頃、ニクソンショックとってアメリカが景気が悪くなったときに、工業製品だけでなく、アメリカも農業を輸出産業にしようということで、そこからかじを切って大量生産、単一栽培というふうなことで、今、輸出国になっております。

それを国が目指しているかは分かりませんが、輸出先というのは中国だけでなく、これからアジア、いろんな地域が発展してまいります。その中に日本の米大量生産で単一ということになれば、庄内、三川はとてもそれに対してはよその場所より優位に働くということが思われますので、そういう先を見据えて、今後とも三川の農業の発展を願ひまして、時間、少し早いですけれども、私からの質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 以上で、6番 町野昌弘議員の質問を終わります。

次に、3番 佐藤正治議員、登壇願ひます。3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員）

1. 産業振興策について

1. 平成30年度より、水田の転作事業等が大きく変わって行くと聞きます。今後の動向を適確迅速に説明するべきでは。当局の所見を伺う。

2. 平成23・24年度等に取り組みられた、水田畑地化基盤整備強化対策事業の成果が良好に現れています。この事業の拡大が望まれています。当局の所見を伺う。

2. 企画行政について

3. みかわ産業団地へ、今後も企業進出があると思うが、開発の考えは。当局の所見を伺う。

平成28年第4回議会定例会において、通告に従って質問します。

初めに、産業振興策について。

平成30年度より水田転作事業等が大きく変わって行くと聞きます。今後の動向を適確迅速に説明すべきでは。当局の所見を伺います。

平成23年・24年度等に取り組みられた水田畑地化基盤整備強化対策事業の成果が良好に現れています。この事業の拡大が望まれています。当局の所見を伺います。

次に、企画行政について。

みかわ産業団地へ今後も企業進出があると思いますが、開発の考えは。当局の見解を伺います。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐藤正治議員にご答弁申し上げます。

初めに、平成30年産を目途に進められる米の需給調整に関するご質問であります。ご質問のとおり、昭和46年から約50年間続けられてきた米の生産調整が、平成30年産を目途に大きな転機を迎えることとなります。これにより、行政による米の生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者が自らの経営判断・販売戦略に基づいて、需要に応じた生産を行っていくということになるものであります。

国の生産数量目標の配分がなくなる中で、平成30年産米の生産調整をどのように取り組んでいくのか、その方向性と具体的な方策を早急に決定する必要があり、現在は、県を中心に、農業者組織・組合の代表者によるワークショップで検討が進められているところであります。

このようなことから、県全体としての取り組み方針や方策が決定し次第、本町といたしましても農業者組織とともに町内農業者への説明にあたり、今後の対応に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、水田畑地化についてであります。水田圃場の排水改善対策として平成13年度から町内各所で実施されてきたところであり、現在は2期対策事業として約36haの畑地化対策に取り組んでいるところであります。

水田畑地化は、大豆や枝豆、長ネギ・赤カブなどの米以外の収益作物を生産するうえで、圃場の排水改善を図る有効な対策でありますので、現在進めている畑地化事業が完了した後においても、農業者の要望なり今後の生産計画を踏まえ、国県の支援を求めながら、引き続きその拡大等について推進してまいりたいと考えております。

次に、みかわ産業団地などの開発の考え方ではありますが、企業誘致につきましては、自主財源の確保や雇用の増加、企業進出に伴う地域の経済効果も見込まれるなど重要な施策展開であることから、本町では積極的な誘致活動を展開し、みかわ産業団地におきましては、昨年10月に物流大手企業と土地譲渡契約を締結し、当該団地の分譲は完売となったところであります。

また、昨年度後半になり、新たな産業団地の分譲を要請されたことから、若い世代の町外流出に歯止めをかけるとともに、若者が将来も安心して働ける就業環境を確保するため、現在、土地開発公社において、みかわ産業団地の第2期分譲に向けた準備を進めているところであります。

このようなことから、第2期分譲エリアの西側を含む産業団地のさらなる拡張整備については、地域経済への波及効果の高い優良企業の進出も期待できる場所ではありますが、企業の設備投資等については、国内外の景気動向や国の経済対策などにより大きく左右されることも多く、今までの経験を踏まえ、当該団地のさらなるエリア拡大につきましては、慎重に判断してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 初めに、企画行政について伺います。

今の2期工事で進めてまいると今答弁にあったように、あそこには農道のB線、今は町道にもなっていますが、県道より天神堂方向まで、あの道路を大きく拡幅するという考えはございませんか。それがやがてこれから進出する企業に対しての大きな準備段階と思いますが、考えを伺います。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 現在、土地開発公社の方で第2期の造成工事の分譲の準備を進めておりますけれども、その西側のエリアの三川バイパスまでの区間の部分で、今、町道になっておりますB線と通常呼ばれております町道の拡幅につきましては、今回の開発の中では、あくまでも今後のそういった西側の開発も見据えて、手戻りのないような形で今後開発が進んだ場合、工業団地の接道要件として幅員のいろいろな規定もございますので、それに見合うような幅員が今後とりやすいような形で、現在、設計の方、それから開発行為の事務手続を進めております。

今後、そういった西側の開発がなった場合でも手戻りにならないような形で、町道の拡幅になるような形で、センターラインの位置とかそういった部分も含めて、今後の計画になるべく支障のないような形で、現在、設計、事務手続を進めているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 企業の誘致に対してのアピールとか進め方、そういう段階での考え、そして具体的にそういう工作をやっているのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 現在の2期の分譲については、すでに先程の町長の答弁にもありましたとおり、企業の方からこの部分に進出したいということで、それに基づいたオーダーメイド方式で、今回の土地開発公社での開発を町の方から委託を受けて現在進めているところでございます。

今後の西側等の開発等につきましては、現在、この分譲の中で今後のそういった土地の工業団地としての需要、そういった部分については、先程の町長の答弁にありましたとおり、第1期の分譲をしてから10年以上経過して完売というような部分もありますので、十分そういった進出意欲のある企業の情報をとりながら、慎重に判断しながら、また、そういった要請があった場合には速やかに造成工事に着手できるような形で、今後の整備についてはそういった部分を十分判断しながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 今、課長から言われたとおりだと思います。何せ三川町は自立で、独立して合併しないで進んでいくとなりますと、当然のごとく、自分が今さら話をするまでもなく、自立した力のある力強い町にしなければいけないと思います。そうでないと少し隣

接の人方から少し甘く見られるような感覚が十分あります。例えの例では大変悪いんですけども、諸外国の小さい国もいろいろな方向で位置付けをして頑張っているのが正しいのかはよく分かりませんが、積極的に向かうものが必要だと自分は思っております。

続きまして、30年度よりの転作等の国の変化に対してであります。

町としては、農協と連携を取り組みながら、強度な体制で行政が携わらないという方向付けがありそうですが、その辺は先程の答弁もございましたが、いま一度お聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 先程の答弁にございましたとおり、平成30年産をめどに大きな転機を迎えると。具体的には、行政による米の生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者自らの経営判断・販売戦略に基づいて需要に応じた生産を行っていくということですが、行政がかかわらないという部分については、もう少し正確に言えば、国がこれまでやっている部分について情報は提供するけれども、都道府県に対しての具体的な配分はしませんと。

では、国がかかわらず生産者、生産団体でできますかということになりますが、都道府県については、特に山形県については県はかかわっていく。県がかかわり、なお県内の市町村もともに生産調整等にかかわっていく。そのやり方等について、先程申し上げたワークショップ等で検討しているということがございます。行政がすべてかかわらないということではございません。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 様々ないろんな話を聞くところによりますと、飼料米等の作付がかなり有利でないかというお話もございます。しかしながら、飼料米はだいぶ前から出ている品種が種の変化があって、播いても、有力な品種が発芽率がすごく低下しているのが現状だそうです。

その辺も踏まえて、有利に、農家の人が後で右往左往しないような、またそれらのリード、また農業者とか関係団体が工夫して、良いアイデアへ取り組んでいけるものならいいのではないかと思います。この辺の考え方はどう感じますか。お聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 50年近く米の生産調整という形で、いわゆる国としては食料安保ということを基本に施策を出してきて、それに対して米の生産者も協力するというような立場で進めてきた一面があるかと思えます。

ただ、今回示された部分については、厳しい言い方ではありますが、主体的に判断していただくという弁が多分に出てまいりますので、そういった、何が有利であるのか、どう経営を持っていくかという部分については、生産者自らがいま一度考えをお持ちになって、なお組織としても大きな流れの中で取り組みの方向性を示しながら取り組んでいく。その中で、行政もともに連携しながら取り組むということになろうかと思えます。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 次に転作等の畑地化についてお伺いします。

畑地化というのは、この辺は、庄内平野は平坦な地帯で、特に地下水が高いわけです。それを畑地化すると、様々な作物が作れ、それが大豆、麦、そば、様々なものが容易に、また作柄が非常にいい結果が出ております。それらを進めていく中で、どういう方向で、県とか様々な機関があると思いますが、強力に進めるのが最大のメリットだと思いますが、考えをお聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 米を主産としながらその米の生産調整をする、水田で米以外のものを生産するという形の中で、土地利用型の作物を本作として生産販売していくためには水田の排水対策が重要であるということで、13年から1期対策、2期対策という形の中で水田畑地化事業が進められてきました。

今現在は2期対策についての位置付けになりますが、三川町では32haの面積を対象にしながら、昨年度から工事实施、工事に着手をしておるところでございます。32haのうち、昨年度16haが工事、暗渠排水等施工しましたので、本年度については残りの16ha、今度は青山、猪子も含めたブロックローテーションというような部分についてもすべて取り組む予定になっております。28年度、それから29年度に若干残った部分についての施工があるやに聞いておりますが、その時点で完了いたします。

ただ、答弁申し上げたとおり、この事業については米の生産調整等が必要だということで、繰り限りは他の作物を作るうえでの排水対策は重要ですので、繰り返しになりますが、県や国の事業、間違いなく出てくるかと思えます。そういった部分についてアンテナを張りながら、町としても手を挙げて、できる限りの部分で取り組みを継続してまいりたいというふうに考えています。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） その中で、今まで長年転作等を実施しました田んぼの中には、泥炭層を表土の下にかなり多く含んでいる土地もございます。それが結果的には、泥炭層というものは乾燥し、乾いていくと沈下し、またそれを、表面に出ますと風が吹いてその土壌が飛んでなくなります。要するに表面がかなりなのでこぼこになるのが現実であります。それを解消するには客土という方法がございます。それらへの考え、これから考えを進めていってもらいたいものだと考えますが、どうですか。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今現在の畑地化事業の内容でございますが、本暗渠・補助暗渠等でございます。今、現場での専門的な状況があるということでございましたが、そのような客土が必要な場合もあるということでございました。

そういった新たな対応につきましては、事業をする段階において、そういった声があることを繋ぎながら進めてまいりたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） この事業は、ただ単なる畑作への変換でなく、それをまた水稻等に変換しますと、乾土効果が極めて高いものですから、稲作の作付が非常に初期生育が特に良



く、その後の管理の仕方次第で経費をかけずに良質な米の生産が、かなり経費節約で多収できるようになりますので、今後とも強力な後押しでこういう事業に進んでいってほしいとお願いし、自分の質問を終わります。

- 議長（成田光雄議員） 以上で、3番 佐藤正治議員の質問を終わります。
- 議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午後 6時19分)
- 議長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 6時35分)
- 議長（成田光雄議員） 次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。
- 2番（志田徳久議員）

1. 教育行政について	1. 小学校、中学校に入学時は多くの準備金が必要です。保護者の負担軽減のために一律に支援すべきでは、その考えは。  2. スポーツで、仲間づくり・健康づくり・生きがいをスローガンに活動している「みかわスポーツクラブ」の会員が減少しています。 28年度からは「toto」からの助成もありません。 今後の対策と他団体との関わりの考えは。
2. 農業振興対策について	1. 新規就農者向けの助成としては、国の青年就農給付金がありますが、親元就農の場合、親とは別の経営をするなどの条件があります。幅広く若い就農者を確保するために、親元に就農する後継者に奨励金など町独自の支援をすべきでは。その考えは。

平成28年第4回三川町議会定例会において、通告に従い質問します。

先の台風により甚大な被害を受けた地域の皆さまには心よりお見舞い申し上げます。一刻も早い復興を願うものであります。

初めに、教育行政についてであります。

小学校、中学校に入学時は多くの準備金が必要であります。保護者の負担軽減のためにも一律に支援すべきですが、その考えを伺います。

次に、スポーツで、仲間づくり・健康づくり・生きがいをスローガンに活動している「みかわスポーツクラブ」の会員が減少しています。今年度28年度からは、「toto」からの助成もありません。今後の対策と他団体とのかかわりの考えを伺います。

続いて、農業振興対策についてであります。

新規就農者向けの助成としては国の青年就農給付金がありますが、親元就農の場合、親とは別の経営をするなどの条件があります。幅広く若い就農者を確保するために、親元に就農

する後継者に奨励金など町独自の支援をすべきでは。その考えを伺います。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

なお、1点目の教育行政のご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

2点目の農業振興対策についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の青年就農給付金につきましては、若者の新規就農を促すための事業で、平成24年度から実施されている国の支援事業であります。本町におきましては、4名が給付金の対象となっているところであり、そのうち3名が、交付要件である基準期間までの経営継承を前提として給付対象となる親元就農となっているところであります。

農業経営の確立と持続可能な強い農業づくりには、若い世代の農業の担い手としての存在が不可欠となるところでありますが、ご質問にありました町独自の親元就農に対する新たな奨励金の支給については、現在のところ、考えていないところであり、国の青年就農給付金事業の基準要件の緩和等について、国等に要望してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議 長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

初めに、入学時の保護者負担に関するご質問ですが、小学校と中学校の入学時に準備する必要がある入学用品は、家庭状況によっても多少の違いはあるものの、それぞれ内容が異なるものと認識しております。

小学校への入学においては、学習机やランドセル、体操着などの衣料品や学習帳などの文房具の準備費用が大きなウェイトを占めている一方で、中学校入学においては、学生服など、衣料品や自転車などの通学用品が大きなものとなっております。

庄内地区の自治体における新入学生への支援状況につきましては、ランドセルの支給を行っている自治体はあるものの、総じて入学用品を対象とした支援は行われていない状況にあります。

本町においては、出産祝金制度や幼稚園基本保育料の無料化、中学生までの医療費自己負担分の助成など、子育て家庭に対するバランスを考慮した支援に取り組んでいることから、入学時の負担軽減を目的とした全員への一律の支援につきましては、現時点では考えていないところであります。

なお、経済的な理由などにより就学困難な児童生徒の保護者に対しましては、入学時に必要となる学用品の購入経費の一部を援助しているところであります。

次に、「みかわスポーツクラブ」に関するご質問ですが、このクラブは平成23年度に総合型スポーツクラブとして設立し、日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金、いわゆるt o t o助成を受けてクラブを運営しておりましたが、助成事業の終了に伴い、今年度からは町単独の補助金を受けてクラブ事業を実施しているところであります。

クラブの登録会員数につきましては、設立当初は大人会員56名、子ども会員35名とそ

の他ペア会員等を含めた延べ会員数は158名でありましたが、平成27年度の実績は、大人35名、子ども41名、その他ペア会員等を含めた延べ会員数が130名となっております。

t o t o助成終了後のクラブ運営につきましては、町としてもその支援のあり方についての検討が必要であったため、平成27年4月に三川町スポーツ振興審議会に対して「社会体育団体の活性化について」の諮問を行い、町内社会体育団体の代表者と識見者による「社会体育団体組織検討部会」の中で様々な観点による討議を行っていただいたところでありました。

その後、10月に答申のあった中では、社会体育団体はそれぞれが目的を異にして活動しているものであり、生涯スポーツ推進の観点からもスポーツクラブ活動の存続を求める意見が出されているとともに、社会体育団体相互のさらなる連携の必要性についてご指摘いただいたところでありました。

このため、今年度においては、スポーツクラブを含む社会体育関係団体の合同開催によるスポーツ総合開会式の実施や、町民体育祭における事業連携などに取り組んでいるところであり、教育委員会としても「みかわスポーツクラブ」に対する支援を継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 初めに、農業振興であります。今、町では単独に支援する考えはないということでありましたけれども、例えばおおむねどこを、よそのところ等を見ても45歳以下とかを新規就農者と認めているわけでありますが、例えば、勤め人が新たに親元等で農業をやろうと思えば、今まで勤めていれば、厚生年金が国民年金、社会保険が国民健康保険となって親元の負担も大きくなるわけでありました。そういう転業で農家の後継者を育成するならばそういう負担軽減も必要ではないかと思われませんが、その考えはどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 農業従事者の高齢化が進む中で、持続可能な農業経営をするうえで後継者というのは欠くことのできないものでございます。

特に、親元就農というような言葉を使いますが、現経営をされている部分について引き継いでいく、担っていくといった形で、例えばいろんなパターンがございますが、今現在は外で働きながら生活を支えているんだけれども、一定の機会に、農業を営んでいる方に何かありましたとか、例えばある一定の機会にサラリーマンをやめて農業をしようという判断が出たとか、いろんな形の中で親元に就農するというのは経営を引き継ぐうえではごく当たり前、ごく自然にある形かとは思いますが。

言われるとおり、そうした際にはいろんな形で社会保険料等の負担が発生し、そういったものが少しでも軽減できれば支援することができるのではないかなというお伺いですが、確かにそのとおりかと思えます。

ただ、一方では、国の青年就農給付金を例にとりますと、税金をそういった形で補助金として作るうえで、150万円、生活費、どのように使っても結構ですというような支援が、いろいろ課題を持ちながらも国の支援としてきちんとあります。

まず第一については、重要性を考えれば、そういったある国の支援事業を、本当に要件はいろんな条件がございますが、そういったものをクリアしながらも活用しながら取り組んでいくというのが一番最初に来るのではないかと思います。

町独自でそういったもの、国の給付金以外の支援ができないかという部分について、全国の部分についても若干ながら調べてみました。県内では親元就農を前提にした支援は私は見つけることができませんでしたが、長野をはじめいろんな各県では具体的に親元就農に対する直接的な支援がございました。年間10万円、1回限りですが支給しますとか、そういったような内容です。

今現在は考えていないというような答弁をいたしました。果たしてそういった形で町独自の支援策をしたときにその効果があるかどうかという部分についても、先行例を研究しながら、少し時間をかけながら研究させていただきたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今言った親元就農ということですが、地域にとっては、この地域に若者が残るということで、地域の活性化にも繋がるということでもあります。それで有利な点もあるわけです。親元であれば、技術の伝達がたやすく、そして新たな設備投資も少なくて済む。同じ技術を、例えば同じ部門を引き継ぐならばそういう利点もあって、今答弁にあったとおり、いろんな国内ではやっておりますけれども、例えば岩手県の洋野町では、月3万円を3年間、親元でも単独に奨励金を出しているという例もあります。ここは、先程言ったとおり、若者を定住させようということ、山もあるところですので、企業とも提携を組みまして、新規に林業の企業等に就職すれば、3年間、企業と町が月6万出していく。それで若者の定着を図る。林業、農業に就農することで。そういう全般的な考えで行っております。

この三川地域でも、従来の旧集落等、伝統行事等も担うには、そういう地域に根差した伝統のある、農業に対するお祭り等もあるわけですが、そういうものの継続のためにもこういう若者就農者が必要になってきますので、その辺の観点から進める考えはどうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 繰り返しになりますが、農業経営、地域集落の運営等を支えるうえで、若者が定着するという部分については重要でありますし、農業の観点からは、先程申し上げたとおり、経営を継続するうえでは重要なポイントです。ただ、それをするための手法として、町としてそういった国の給付金以外に独自のものを作るという部分については、先程申し上げたとおり研究をさせていただきたいと思います。

視点としては1点つけ加えますが、青年就農給付金という部分についての親元就農、それは大事なことでありますが、見方を変えると、裸一貫、農業を初めからやるぞという人にとっては、親元に就農する人については、リスク、いわゆる資産等が、先程も言われました資産だけでなくて技術を伝承するという部分でも本当に恵まれている状況でございます。したがって、すべてがない中から、ゼロから農業をするという人についての支援が、一応、青年

給付金の親元給付金との違いになってございますので、その辺も踏まえながら、まずは研究させていただきたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 農業振興については時間があればもう一度質問したいと思います。

教育行政であります。先程答弁があったとおり、小学校入学時には、ランドセルをはじめ体育着、中学校に至っては、制服、自転車、ズック、体育用具等が必要なわけではありますが、例えばランドセルを例にとれば、私も何で他町村がそんなにランドセルにこだわっているのかと思って現実を見てみますと、恵まれている家庭は、両方の、父方・母方の祖父母がお金を、買ってあげたいということですから、そういうところは両方からお金をいただいて子どもの親がランドセルを買うというような条件のところから、例えば三川に定住、家を建てて、来てくれている若者もそんなに経済的にゆとりがあるわけではありません。その中でも、子どもには人並みのランドセルあるいは義務的な中学校の制服を着せるという親心であります。

先程言われたとおり、生活保護世帯ですと県の方で生活保護費の上に上積みということで、小学校・中学校、4万いくらかの資金の上積みはありますけれども、全体、普通の納税者の家庭が必ずしも、格差社会がだんだん現れてきておりまして、そういう世帯もあることが事実であります。

出産祝金や医療費無料化という方法で若者の移入・定住を図ってきているわけですが、そこに最初の頃の出産祝金を終えた後、小学校入学、中学校入学という点もありますし、こういういろんな条件でなく、一律に出産祝いのような形で、町でも許される財源等もあろうかと思えますけれども、そういう現実も見据えて、すべてが豊かな経済状況ではないということも現実であります。子どもにはつらい目をさせたくないという親心は当然あるわけですので、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 小学校入学あるいは中学校入学に対する一律の支給ということでございました。

先程教育長の答弁にもございましたとおり、町では子育て世代に対する様々な支援を行っております。ただいま議員がおっしゃったとおり、財源をどのように使うかという観点での配分になろうかというふうに考えております。

私どもとしても、今回、入学あるいは中学校への入学について、様々な物品が必要となっておりますので、家庭にとっては大きな負担だということは認識をしております。今後、そういった子育て支援策の中でいろんな形での展開があろうかと思えます。ただ、一律支給をした場合については、一度行った場合、どうしても永続的な支給という形になりますので、慎重な判断が必要かと考えております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） せっかく町に家を建てたりして三川の子育て支援策が良いということで転入された方等もおりますので、その人たちが将来的に子どもたちが社会人になるま

でに人並みの学業をさせてやるというようなことを町は支援していくべきと私は思います。

次に、総合スポーツクラブ。先程答弁にあったとおり、23年頃は150人が、今現在、27年度では131人ということで、t o t oの、今回予算的にも、会費が減額して353万から261万7,000円の予算規模と。そして、指導者への謝礼も単価が下がっているような状況であります。

町単独でも、t o t oがなくなったからということで頑張っ、予算配分は努力は見られますけれども、100万近く運営費が減っているという現状。今、町民がスポーツに親しんで自ら動くという観点から見れば、その辺の考え方、もっと支援体制を強化すべきではないかと思いますが。

○議 長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） みかわスポーツクラブにつきましては、スポーツ振興助成金、t o t o助成を受けまして、町で5年間補助をしてまいりました。

28年度からt o t o助成がなくなるということで、どのような形でスポーツクラブを支援していけばいいのかということで、先程教育長の答弁の中にもありましたとおり、他の体育協会、スポーツ少年団本部、スポーツ推進協議会、こういった方々の参画を得て、さらには識見者の参加も得まして様々な議論を行いました。

その中では、体育団体そのものが目的をそれぞれ持って活動していますので、今回のスポーツクラブにつきましては、本当に競技を目指すものではなく、普段の生活の中で運動していくために、その運動機会を与えるというような目的を持ったクラブでございます。そういった意味では、町の教育委員会としては、そういった人たちが運動機会をなくさないように、このクラブをどのように続けていけばいいのかという観点でのお話もさせていただきました。

その中で、ただいま議員の質問にありましたとおり、予算の縮小というような形で現実的にはあったわけでございます。町としても、27年度についてはt o t o助成を受けまして230万をクラブの方に助成しておりましたが、28年度から単独の助成となりましたので、150万に絞ってという形になります。

その考え方としましては、人的なクラブマネジャーの確保については、この存在なくしてはクラブがなかなかうまく運営してまいりませんので、これだけは確実に行っていききたいと。それ以外の講師謝金等につきましては、いろんな形で支援をいただいている面もございすが、受益者負担、受講者の負担をいただきながらクラブを運営しているところでございます。

このクラブへの受講費につきましては、なかなか三川町民はお金を払って運動するという意識が低い状況にはありますけれども、このクラブをぜひ意識改革に繋げていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 他団体の協力体制ということで、昨年、答弁にもあったとおり、社会体育組織検討部会が昨年6月23日と9月9日にありました。本来は3回ぐらいを予定していたのではないかとおられますが、それが2回で終わってすでに答申を出したということ

であります。行政評価の中でもあるとおり、今、体育協会等での停滞化が進んでいるということの評価しております。その辺の繋がり、確かに開会式は4団体でやりましたけれども、私も出席しましたが、そういう面ではなく、組織の中の活性化も必要で、それがお互い助け合っという本来の姿があるべきと思いますが、そのお考えを伺います。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） ただいまご指摘がありましたとおり、それぞれの組織が活性化について本当に意識をしているんだと思います。我々教育委員会以上に各団体が会員数の減少という現実に向き合っております。

そういった面では、教育委員会、教育行政が何ができるのかという面はございますけれども、まずは先程申し上げたような総合開会式を合同開催するような形で、各団体が連携する機会を持てればというふうに考えております。その中でお互いが足りないものを補足し合ったり、あるいは協力し合う方法が、まずは遠いようで近い道ではないのかというふうに考えております。

各団体に対しましても、それぞれ課題を持っておりますので、事務局に私どもも入っておりますので、一緒にこれからも模索していきたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 最後に、先程申した新規就農者向けの国の青年給付金について、町は国の基準の緩和を求めているということですが、三川町にとって、緩和を要望する要件等はどういうものでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） この青年就農給付金の親元就農についての高いハードルの一つが、5年以内に土地等の農業資産について所有権を移転するというのが一番大きなものになっています。技術を伝えたり栽培を一緒にしたりという形の中で、時間をかけて経営を委譲していくということになるんですが、何しろ、もともになる人が5年以内にすべてを就農者に譲るという部分については、言葉ではないほど大変なことかと思えます。それがあがために給付金等を断念したケースもございますので、国等に対して要件緩和等について、まず第一にその点を考えてございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

次に、4番、阿部善矢議員、登壇願います。4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員）

1. 福祉行政について

1. 本町では現在、高齢化率が30%を超える状況にあり、今後は更に上昇が予測される。中には高齢者のみの世帯や一人暮らしの世帯も各地で見受けられる。

これらの人々の健康面や日々の食生活面での指導や見廻り等についての現状と対応、今後の施策をどのように展開されるのか当局の見解を伺う。

## 2. 企画行政について

1. 地域で生活する高齢者の中には交通弱者と言われている人も多く見受けられる。中には新たに自動車運転免許証を返上する人も以前より増加傾向にある。

これらの人々の受け皿として本町にはデマンドタクシーでんでん号があり、現在も運行中であるが、更に利便性と効率化を目指すべきと思うが、今後の施策を当局に伺う。

平成28年第4回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問をいたします。

最初に、福祉行政についてであります。

本町では現在、高齢化率が30%を超える状況にあり、今後はさらに上昇が予測されます。中には、高齢者のみの世帯や一人暮らしの世帯も各地町内会に見受けられます。

これらの人々の健康面や日々の食生活面での指導や見回り等についての現状と対応、今後の施策をどのように展開されるのか、当局の見解を伺います。

2点目は、企画行政についてであります。

地域で生活する高齢者の中には、交通弱者と言われている人も多く見受けられます。中には、新たに自動車運転免許証を自主返納する人も以前より増加傾向にあります。

これらの人々の受け皿として、本町にはデマンドタクシーでんでん号があり、現在も運行中であるが、さらに利便性と効率化を目指すべきと思いますが、今後の施策を当局に伺います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 阿部善矢議員にご答弁申し上げます。

初めに、福祉行政に関するご質問ですが、ご案内のとおり、高齢化率の上昇と相まって、いわゆる高齢者世帯や高齢単身世帯は増加する傾向にあります。

町といたしましては、毎年「要援護者台帳」を調整し、支援が必要と思われる方々に対し、民生・児童委員をはじめ、町内会長や保健委員からの協力のもと、見守り支援活動を展開しているところであります。

また、社会福祉協議会でも「要援護者世帯福祉マップ」と併せて「緊急連絡カード」を対象者に配布するなど、事態の急変にも対応できるよう、各種の見守り支援策を講じているところであります。

こうした支援活動の中から寄せられる情報や、本人もしくは家族からの相談内容に応じて、健康福祉課や地域包括支援センターの職員が対象世帯に訪問し、生活面や心身の状況等を確認しながら、健康相談をはじめ、介護予防に関する指導や配食サービスなどの利用による食生活の確保など、各人それぞれに必要なサービスの情報を提供することにより、自宅での安定した生活が維持できるよう、相談支援活動を展開している状況にあります。

こうした支援策の展開と併せて、介護保険制度における地域支援事業の充実を図るなど、今後も町民ニーズの的確な把握に努めながら、より安心で安定した生活が維持できるよう、



きめ細やかな施策展開に努めてまいる考えであります。

次に、高齢者等の生活交通手段の確保に関するご質問にお答えいたします。

ご質問のデマンドタクシーでんでん号につきましては、現在、月曜日から金曜日の運行により、利用範囲を町内に限定しながら、1日7便、年間240日の運行を行っているところであります。

高齢者をはじめとする自動車等の移動手段を持たない住民にとって、公共交通は日常生活を支えるうえで重要な役割を担っており、このようなことを踏まえ、本町においては、今までその確保のための様々な取り組みをしてきたところであります。

現在のデマンドタクシー導入後におきましても、町民の利便性の向上に努めることを基本に、当日の申し込みや運行回数の増、また、デマンドタクシーと路線バスとの円滑な乗り継ぎができるように、運行時間の変更等の改善を行ってきたところであります。

また、デマンドタクシーの利用者の方々の中には、町外医療機関までの通院利用や土日等の休日運行を望む方もいるところではありますが、当該運行を行う場合には、乗合バス事業者や隣接自治体の承認などを得る必要があること、また、財政的な負担など、総合的な判断のもとに慎重に検討し、対応してまいる考えであります。

以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） 今、福祉行政について答弁いただきました部分で、まず最初に再質問させていただきます。

今現在、高齢者65歳以上で夫婦のみ、また親子で暮らされている方、また一人暮らしの65歳以上の人数はおおむねどのくらいおられるのか。また、高齢者世帯に訪問をされているということをございましたけれども、その訪問の回数ですか、月何回ペースで回られているのか、そのあたりの事情について伺います。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） ご質問にあります一人暮らし高齢者の方につきましては、27年度の末のデータによりますと185名、そして、高齢者のみで構成されている世帯におきましては同様に376世帯ということをございまして、いずれにおきましても、前の年度から見ますと、少しずつではございますが増加傾向にあるという状況でございます。

続く、各こういった方々に対する訪問支援という部分についてのご質問でございますが、まずは民生・児童委員の活動状況の報告をいただいている中で、高齢者に関します訪問活動等については延べ1,742回という27年度実績の報告がございます。

この内容につきましては、それぞれの中身について異なるわけでございまして、1日において複数回訪問されるというような状況についてもカウントされておりますので、実質的な対象者、何名の方々に訪問したかというところについては今のところデータ化されておられませんので、ご承知おきいただければと思います。以上です。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） 今聞きまして、数字の大きさに驚いているところであります。そう

した中において、宅配食の配食サービスも実施されているということでありますけれども、そのようなことによってまた癒される部分は大変あるかと思えます。

そうした中におきましても、宅配ボランティアの方々、食生活改善グループの方々がこの部分にかかわってボランティア活動をされているかと思えますけれども、そうした中におきましても、私は、ご飯、弁当を配達して安否確認も、それは重要なんですが、それと併せて、年何回かはみんなが顔を合わせて笑顔で食事を囲むような機会を設けるべきかと思えますけれども、その辺についてはどのように考えておりますか。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 今現在取り組んでおる会食という形におきましては、一人暮らし高齢者の方々を対象にいたしまして、基本的には月1回というペースで会食交流会を実施しております。午前中から福祉センターの方に送迎バスで迎え入れまして、いろいろとレクリエーション的なこと、また軽体操等を行いながら、お昼には会食交流という形で、この運営につきましても、先程報告いたしました民生・児童委員、女性部会の皆さんからの協力により運営しているという状況でございます。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） 民生・児童委員にかけられている期待といたしますか、それは大変大きいものがあると思えます。さらに私はそういうものを拡充させるべきかなとは思っております。そうした面におきましては、ボランティアをさらに増やしていきながら地域の見守りを強化すべきかと思えます。

そうした観点からも、町内会長や民生・児童委員のOBの方々、また公務員を定年退職された方々、これは国、県、町を含みますけれども、それらのOBの方々を対象に、仮称ではありますが、福祉協力員というようなものを組織して、これからまだまだそういう立場の方々は増えていきます。そうした中において、今までと同じやり方、姿勢ではパンクするかと思えますので、そうならないためにも、新たな組織を作りながら、民生・児童委員の下でそういう専門に動ける人を育成すべきかと思えますけれども、考えをお聞かせ願います。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 今現在考えられる計画といたしましては、介護保険制度の中におきます地域支援事業につきまして、今ご質問いただいたように、地元町内会の中において、より身近なところで要支援・要介護の方々にお集まりいただく機会を数多く設けて、在宅での生活が維持できるような仕組みを構築すべきであるというような国の方針に基づきまして、本町におきましても来年度から、少しずつではありますが、今現在展開しておりますサロン事業の拡大というようなことを含め、地域の中においての集いの場をいくらかでも拡大・拡充させていきたいという考えで取り組みを始めたところでございます。

近い話では、この9月から10月にかけて、地域活動に関します研修会が、隣、庄内町を会場に複数回行われるというような状況もあり、三川町といたしましては、いわゆる認知症に対するキャラバン・メイトの方々から有志を募りまして、この研修会に参加いただきながら、少しずつ地域の中に取り込んでまいりたいというふう考えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 4 番 阿部善矢議員。

○4 番（阿部善矢議員） 時間の関係上、先に進みます。

2 点目についてお伺いします。このことにつきましては、交通事故に遭われるお年寄りが相変わらず多いわけでございます。そうした中におきまして、免許を取得してから、昭和30年代、40年代にとった方々も高齢化が進みまして、自主返納する方も多くなっております。

ちなみに、今年1月から7月末までの7ヵ月間におきまして、鶴岡警察署管内におきましては、自主返納された方181名、65歳以上が168名、65歳未満が13名、うち三川町で9名です。だから、7ヵ月間で9名ですので、月割りにしますと1人以上ということになります。

そして、そうした中におきまして、返納をした後にいろいろな対応が組まれているのが酒田市であります。ちなみに、酒田市では、運転免許自主返納をされた方、今では鶴岡署のみならず、三川駐在所においてもそれは可能なわけでございますけれども、5,000円のタクシー券を交付いたしております。

なぜかという、免許証を返納すれば、もうそこから家に帰るときに足がないわけでありますので、それらを含めた対応かと思っておりますので、その辺は三川町ではどのように考えていますか。

○議 長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 運転免許の自主返納のサポートということでございます。

この部分については、県内で15市町ほど実施しているところがあるようでございますけれども、現在、本町では、高齢者の方の運転免許の自主的な返納に対する支援という部分が行っていないところでございます。

そういった部分については、今後、いろいろな福祉の施策的な部分を踏まえて総合的に考えていく必要があると思っておりますので、現時点では、このサポートについては本町では実施していないところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 4 番 阿部善矢議員。

○4 番（阿部善矢議員） それでは、その件につきましては引き続きご検討いただくようお願いしまして、次に進みます。

デマンド型交通システムの運行事業、いわゆるデマンドタクシーでんでん号についてであります。これは当然登録制でございます。65歳以上、もしくは運転免許証のない方、そして、今は小中学生も利用できるということでチラシをいただいておりますし、そうなりますと、塾やスポ少の送迎などにもご利用くださいとありますので、大変便利になったんだと思います。

まずは最初に、小学生、中学生の登録になっている部分、どのぐらいあるのか一度お聞きし、そして、その周知についてはどのようにされたのかをお伺いします。

○議 長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） このデマンドタクシーの利用者の部分ですけれども、例え

ば免許を持たない方ということで、高齢の方の部分がほとんど9割以上でございます。夏季、夏場とか、期間としてはほんの少数でございますけれども、塾、それから買い物等で利用される方がございますが、手元に小学生等、そういった人数の部分、データを持ち合わせておりませんけれども、全体から見ればほんの少数の利用というふうな形になってございます。

それから、PRにつきましては、これはチラシについて、本町のホームページにも常時掲載しておりますし、町内会の方にチラシの配布、それから、町内会でのいろいろな説明会の際に、このデマンドタクシーについての周知をしているところでございます。

そういった高齢者のみならず、免許を持たない児童等の利用についてもできるということで、今後、引き続きこういった部分については積極的にPRしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） 私がいただいた資料には、6月20日付の事務連絡ということで出ていますので、当然、夏休み前に小学校や中学校にお知らせしながら、スポ少並びに習い事や塾への送迎等にも適用になるのではなかろうかと思えます。まして、今後につきましては、秋の日暮れが早くなりますし、帰りが少し遅くなると暗くなるわけでございますので、やはりそういう面ではもっと積極的にこの事業をPRすべきかと思えますけれども。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） この事業の高齢者以外の方への利用ということでの周知ですけれども、今、阿部議員が言われたとおり、いろいろな機会を捉えながら、特に児童等の利用が可能である、そういった部分についても、子どもたちが集まる、もしくは子どもたちの家庭にどういった形でPRすればいいか、その辺についても十分これから対応していくように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） それでは、このデマンドタクシーは私は大変すばらしい機能を持ったものだの評価をしております。

ただ、それにどのぐらい応えていくかということはまた別の問題でありまして、今現在、住民ニーズの把握はどのようにされておるのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 住民ニーズの把握ということでございます。この部分につきましては、現在も登録制ということで、利用する際に家族の方の申請もしくは本人と同席という部分がありますけれども、例えば町の審議会を含めていろいろな会議の中でも、このデマンドタクシーの部分、それから高齢者等からの町内会への出向いての町長と語る会、いろいろな場面を捉えて、この利用についてどういった要望があるのか。便数も7便拡大した際も、利用者の方の声を反映しまして、バスとの接続を改善してほしいといったお手紙、それから本町へのホームページ等でのメール、そういった部分も踏まえて利用の環境を改善してきたところでございますし、引き続き、いろいろな機会を捉えて、要望にできる範囲で対応してまいりたいというふうに考えております。

○議 長（成田光雄議員） 4 番 阿部善矢議員。

○4 番（阿部善矢議員） 先程、町内限定ということで答弁いただき、確かにそのとおりであります。

でも、年間 240 日動いていただいておりますし、そういう面につきましては、先程答弁にもあったとおり、さらに前向きに考えていただければと思いますけれども、そうした中におきまして、以前私も質問いたしましたし、同僚議員からの質問もございました。いわゆる三川町外への乗り入れについてでございます。

このことにつきましては、先の 9 月の初旬のマスコミ報道に、山形市北部と中山町の方、ゆ・ら・ら温泉ですか、あそこまでは乗り入れが可能になったと。そして、10 月下旬から運行する運びであるというような報道がなされております。

ということは、先程いろいろ障害があると言っていましたけれども、陸運事務所もオーケーしている、そして、こういうものはやはり当然相手があるわけでございますので、せっかく本町には庄内南部定住自立圏、そういうものが今動いているわけです。そういう中でよくもんでいただきながら、仮に鶴岡市を対象とした場合はそうなるわけでございますが、一戸一戸の玄関までは、それは当然無理なわけでございます。でも、駅とか庄内病院、あとは大きな、協立病院とかそういう医療関係とか、そういうものに積極的に行かれるようにすれば、まだまだ使う人は伸びる。

当然、料金は 300 円で一律というわけにはいかないと思いますので、その辺はまた別問題だろうと思いますけれども、デマンドをまずは鶴岡市まで延ばす、延伸させる、そうした住民ニーズに応えるべきかと思いますが、その辺はどのように考えておられるか伺います。

○議 長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） デマンドタクシーの町外利用ということでございます。

先程議員が言われた山形の北部での運行乗り合いのタクシーということで、山形新聞の方には載っていた記事かと思いますが、この部分については、山形の陸運支局の方にも確認をとったところでありますが、山形の例はやはり独特の、山形市と中山町のこれまでのいろいろな経過もあって、広域連携の一つということで実施されたということでございました。

その部分について、例えば本町でそういった部分を導入する際についてはということいろいろお聞きしたところでございます。陸運事務所の方での回答でも、本町にもあります地域公共交通のいろいろな関係者が集まって会議する調整会議があるわけですが、そういった中で、本町にはメインとする地域公共交通の乗り合いバスがございまして。そういったバス事業者と、それからタクシー、これは本町を通過するのみならず、鶴岡近辺のタクシー会社、そういった部分の同意も必要だということでございました。これは、そういった会議の中で、バス事業者、タクシー事業者、それから協会、いろいろな団体の方の合意のうえでないとこれはスタートできないということで聞いたところであります。

この部分については、県内で、これまでは飯豊町と、今回山形市ということで県内で 2 例目になるわけですが、これを実施する場合にはやはりなかなか、庄内南部の定住自立圏の部分での地域公共交通という部分の共生ビジョンはございますけれども、これを実施す

る際には、民間の事業所等の協力、同意も必要だということで、慎重に判断する必要があるということで捉えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） 町の考え方は聞きましたけれども、やはり長く継続してこれは運動を展開する必要があるのではなかろうかと思っておりますので、地元住民を中心にしたデマンド交通の協議会もこれから整備していく必要があるのではないかと考えております。その考えについて、答弁をお願いします。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） デマンドを含めた、デマンドタクシーを運行する場合は、陸運事務所を含めたその地域の運行体制、公共交通の体制をどうするかという部分の関係者による合意が必要だということで先程言わせていただきましたけれども、そういった部分を含めて、現在はその会議がございまして、そういった中には、地区の町内会長を含め、関係者がございまして、そういった中で、会議を十分活用しながら十分議論の方も行うことは可能であるというふうに考えております。

三川町地域公共交通会議ということで、新たな、例えばエリアを見直すとかな便数を増やす、そういった際には、その交通会議での合意が必要というふうになりますので、その中には十分そういった関係者の方も入っているというふうに思っておりますので、それを活用して進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） これで私の一般質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 以上で、4番 阿部善矢議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午後 7時35分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 7時50分)

○議長（成田光雄議員） 次に、5番 田中 晃議員、登壇願います。5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員）

## 1. 教育行政について

### 1. 就学援助制度について

就学援助制度は教育を受ける権利と義務教育の無償を定めた憲法26条と教育基本法にもとづいて、経済的に困難をかかえる小中学生のいる家庭に市町村が援助する制度である。

入学前に準備する入学準備金があるが、本町での支給時期は入学後である。支給時期を入学前に変更できないか。また、援助制度の拡充はどのように考えているか。

### 2. 中学校グラウンドに夜間照明を設置すべきと思うが、所見を伺う。

2. 総務行政について

1. 選挙投票率向上を含め、有権者の利便のため投票所へ巡回バスを運行できないか所見を伺う。

2. 旧押切公民館に冷房設備を設置できないか所見を伺う。

私は、平成28年第4回定例会、2016年9月議会にあたりまして、通告に従い一般質問いたします。

教育行政での1点目として、就学援助制度について伺います。

子育てしていくうえで大きな問題の一つは、教育費の負担が重いという現実があります。日本の教育費の公的支出は、先進国OECD加盟国の中でも5年連続最下位とされています。子どもの貧困率は16.3%に達し、子ども6人に1人が総体的貧困に置かれています。子どもの貧困対策の推進に関する法律が2013年6月に成立しましたが、実効性ある施策が乏しく、貧困と格差はさらに拡大しているのが実態です。

就学援助制度は、教育を受ける権利と義務教育の無償を定めた憲法第26条と教育基本法に基づいて、経済的に困難を抱える小中学生のいる家庭に市町村が援助する制度であります。

自治体の努力で就学援助を改善する例が全国各地で生まれています。まず、差し当たって入学前に必要な入学準備金がありますが、本町での支給時期は入学後であります。支給時期を入学前に変更できないか、また、就学制度の拡充はどのように考えているか、改めて伺います。

2点目として、中学校グラウンドに夜間照明を設置すべきと思いますが、所見を伺います。総務行政について2点伺います。

1点目は、選挙投票率向上を含め、有権者の利便のため、投票所へ巡回バスの運行ができないか、所見を伺います。

2点目に、旧押切公民館に冷房設備を設置できないか、所見を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 田中 晃議員にご答弁申し上げます。

なお、教育行政に関しましては教育委員会より、総務行政1点目の選挙に関しましては選挙管理委員会書記長よりご答弁申し上げます。

総務行政2点目の旧押切公民館に冷房設備を設置できないかというご質問であります。本町の社会教育活動並びに公民館活動につきましては、本町の持つ地理的要因から、三川町公民館に機能を集約した町1館体制により事業展開していた中、貸館として設置しておりました横山、東郷、押切の各地区の公民館につきましては、行財政改革の方針等により廃止いたしましたところであります。

しかしながら、押切公民館については、地域住民等の要望もあり、当分の間、利用に供することとし、平成20年4月より普通財産として管理しているものであります。廃止に至っ

た経緯とともに、その利用については廃止の時点で定期利用していた団体に限定したものであることなどもあり、ご質問にありました冷房設備など、新たな設備の設置については考えていないところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 石川選挙管理委員会書記長。

○説明員（石川 稔選挙管理委員会書記長） お答え申し上げます。

選挙の投票率向上と投票所への巡回バスの運行に関するご質問であります。本町におきましては、投票率の向上対策といたしまして、期日前投票所を役場1階ロビーに設置するなど、有権者に配慮した環境の整備に努めているところであり、現実には、期日前の投票者は年々増加しているところであります。

また、選挙当日の投票場所である各小学校体育館につきましても、より投票しやすい環境づくりに努めるとともに、冬季間の選挙では除雪等の確保に配慮しているところであり、今後とも環境整備や啓発活動に取り組み、投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、本町におきましても高齢化率が年々高くなっており、選挙の際、投票所に行く交通手段の確保が困難な高齢者が増加していることは理解しているところであります。

このような中、投票のための臨時的なバスを町で運行してほしいという要望も以前いただいた経過はありますが、このようなバスの運行は、公職選挙法において特定の選挙人への便宜供与であり、一般的には運行できないものと解釈しているところであります。

このようなことから、特に高齢者等の交通手段につきましても、家族や近隣同士の協力などをお願いするものであります。

以上であります。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 田中 晃議員にご答弁申し上げます。

初めに、就学援助制度に関するご質問であります。経済的に困難を抱える家庭の児童・生徒に対する入学時の支援としては、就学援助費支給規則に定める「新入学児童生徒学用品費」の支給があります。

この支給事業は、児童生徒が入学時に必要となる学用品の購入経費を対象として、その一部を支給しているものであります。支給に関しては、町立学校への入学後に資格認定をすることとなっております。

このため、質問にありました入学前の支給につきましては、制度上の仕組みにより困難であることから、入学後の早期支給に努めているところであります。

また、支援制度の拡充に関しましては、支援を必要とする児童生徒に対して適切な対応を図ってまいりますが、財源等のかかわりもあることから、まずは現行制度の維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、中学校グラウンドへの夜間照明設置に関するご質問ですが、本町における体育施設においては、照明を用いることにより夜間も野球やサッカー等の試合が可能な屋外施設は町民グラウンドのみとなっております。



この夜間照明設備につきましては、照明塔本体の経年劣化等による部材落下の危険性が指摘されたため、改修の方法等について内部検討した際には、夜間照明設備の必要性についても議論があったところであります。

教育委員会における結論としては、今後の社会体育を振興していくためには、町民グラウンドの夜間照明設備を今後とも維持利用していくことが必要不可欠であるとの認識から、平成27年度に夜間照明設備の改修を実施したところであります。

このような状況から、ご質問にありました中学校グラウンドの夜間照明設置につきましては、現時点では考えていないところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） では、通告に従って再質問していきます。

まず、就学援助の入学準備金入学前支給については、まず現時点では考えていらっしゃらない、困難だということ、認定するのが困難だということなんですが、27年度の決算事業報告書を見ると、就学援助を受けている、要保護と準要保護が一緒になっているんですが、小学校で12名、そのうち、先程言った入学学用品費に該当する小学校1年生が2人ということで、そして中学生では6人ということになっています。

それで、私、そのことでお聞きしたいのは、今現在、入学学用品費の国からの基準と違いますか、それがいくらになっているかというのを確認したいと思うんですが、今いくらになっているのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） ただいま質問がありました要保護児童の生徒につきましては国の補助金がございますので、その補助金の基準がございます。その基準によりますと、小学校で2万470円、中学校で2万3,550円となっております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 私が計算した中では、それもよく分からないんですが、小学校の方は2万470円です。中学校が先程課長が言った2万3,550円となっているということなんですが、私が計算したら2万1,587.5円というか、国の基準よりも1,963円少ないという、この中身がよく理解できないんですが。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） ただいま議員から質問がありました平成27年度の中学校の準要保護児童家庭に対する援助費ということでございました。その中でも、新入学用品の用品費の支給につきましては6名の対象がございました。

このうち1名について、年度途中の認定という形でございましたので、その分減額した関係で、割り算いたしますと割り切れないような形になっておるものでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 要保護との関係でということでは理解できました。

それで、先程同僚議員も質問の中で、教育費というか、各入学時にかかる、普通の家庭で

もかなり大変だということで、そのうえ、三川町に若者たちが移住して、そのうえ、入学金を、特にかかるのが小学校においてはランドセル、そして中学校においては制服、自転車含めてかかるということなんですね。

それで、先程言った、入学前の支出は認定が難しいから入学後になるということなんですが、実は県内でいろんな先進例があるんですが、6月の議会ですが、南陽市で、この入学学費の入学前を、まずは市の方で認定して進めていくということなんです。それが県内では南陽市が初めてそういうふうな実現していく方向にあるということなんです、その辺のことなんです、それはたぶん、もしそれを進めていくということになるとすれば、その方の認定の仕方を見極めるという、三川の方は結局、幼稚園を卒業して分かるわけですね。

だから、その時点で、準要保護の子たちというのは結局6人に1人が大体受ける形になっていると思いますし、その中身について、そこは入学する前に認定できると思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 要保護児童につきましては、国の制度でございますので、基本的にはどの学校、義務教育学校に入ってもその対象となるものでございます。

一方、準要保護の児童につきましては、町立学校に入学することが条件になります。ですので、4月に学校に入学するかしないか、3月時点では分からない場合も往々にしてあろうかと思えます。

先程、幼稚園の卒園生などで把握できるのではないかというようなご質問がありましたが、みかわ幼稚園だけではなく、他の保育園、鶴岡市の保育園、幼稚園に入っているご家庭もございませう。そういった意味では、やはり私どもの方は町立学校に入った方が対象になりますので、入学後にその支給対象としての認定をしているものでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） その辺が、確かに結局その準要保護の人たちは、まず立て替えるのも大変難しいですね。先程ありましたように、本当にそこの子がもし、お金がかかるという問題ではないと思うんですね。だから、そこを何とかできるようなことということで、そこを勧められることが肝心だと思うんですが、そこは、その認定の仕方というのは、くどいようですが、クリアというか、できないものでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 立て替えが容易ではない家庭もあるのではないかというようなご質問もございました。それについては、生活資金の貸付制度というものも町内の組織の中ではございますし、そういったものの利用、活用は考えられるのではないかと思います。

また、入学前の資格認定を何とかという話でございました。これについては、南陽市がそういった制度を導入したとするならば、方法としては、仮認定といたしまして支給をし、もし入らなかった場合は返還を求めるとような形になろうかと思えます。まだ私どもの方ではそこまでの整理をしておりませんので、現時点では考えられないところでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 南陽の方も話が出ましたけれども、南陽の方も進めていくという形なので、おそらく9月か12月には補正をつけてやっていくという形になっている方向でした。

だから、三川町でも、南陽の方のところが進む中で参考にしてもらいながら、ぜひそのところを前向きに進めていってほしいと思います。

それで、次に就学援助の拡充について伺います。

この就学援助については2回目の質問なんですが、前のときは、庄内町の方でやはり準要保護のところの項目が三つほどあると。平成17年のときに、準要保護の国庫金、これがなくなってしまうと、そしてまた、平成22年のときに、また準要保護に対する内容項目が増やされたと。

それで、庄内町ではクラブ会費とPTA会費と、それからもう一つ、生徒会費、この三つが出ている状態なんです。三川町は、平成17年のときに国庫金がなくなってから、そのままの状態が続いているということなんです。前のときも同じような質問をしたんですが、そのところが、そのときは子育てのバランスを見て、先程出ていました出産祝金、それから医療費も無料になっていると。

全体の中で考えていくみたいな話なんですが、でも今は本当に、先程も言ったように、今の時代、ますます格差が広がっているという中で、生活困窮者の人たちも追い詰められているという中で、再度、これは自治体のところで、先程言った努力といいますか、そのところできるとことだと思えるんですが、その点、私は強くそのところを取り入れるようなことはできないかと思うんですが、この点はどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 議員からは、以前の議会においても同様の質問をいただきました。その際にも、今ご質問の中にもありましたとおり、町の子育て支援あるいは就学援助の制度の全体のバランスの中でというお話をさせていただいたかと考えております。

現時点におきましても、他の市町でのそういった制度を拡充されているところはあるかと思いますが、基本的には三川町においては、平成20年度以降につきましても、この項目、先程ありましたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費については採用していないところでございます。今後につきましても同様の考え方で進めさせていただきたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） まずは、本当に現状がますます年々大変になってくると思うんです。それで、進めるにあたっては、その辺のことはやはり私は強く求めていきたいと思いません。

それで、時間の関係で次の質問に行きます。

中学校グラウンドの夜間照明ということで、現在、私がこの夜間照明をつけてほしいということは、先程言っていました、今、三川町の中学校グラウンドでは、天然芝があるのは三川町の中学校ぐらいだと思えるんですが、その中で、部活ではサッカー部員の人たちがやっているんですが、結局、日没が早くなると練習時間が大体6時ぐらいまで。そして、6時半に

なると暗くなってボールが見えないという状態があります。総体とか新人戦が迫ってくると6時半頃までやっているらしいんですが、やはりボールが見えなくなっていると。

そして、鶴岡市のナンバースクールの中学校では、大体夜間照明がついているものですかから夜7時までやっていたらという中で、何とか練習時間ができないかというような声が私の方に来まして、横山小学校並みの照明といいますか、練習できるような明るさになるような、そんな簡易な照明ができないかというのが中身でした。

この点について、いかがでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 今回の夜間照明中学校グラウンドへの設置のご質問でありました。その内容としては、中学校の部活をもう少し時間延長してできるようにしてあげたいというような趣旨だと今受けとめました。

横山小学校の例が出ましたので、横山小学校の場合は、過去に、各学区地区ごとにスポーツ少年団、サッカースポーツ少年団がございましたけれども、その後、団員数の減少、児童数の減少に伴いまして、横山小学校のグラウンドを中心に活動を行っております。

その中で、活動時間が放課後の時間を使って活動する中では、クラブ員も学年がどんどん下がってきまして、もう1年生から入るような状況になってきて、時間数が足りないというような要望があり、保護者が独自に照明灯を最初につけました。その前はヘッドライトを頼りに練習していたということも聞いております。

その中で、やはり保護者が独自につけたものだけでは足りないというので、さらに町の方に要望がありまして、東側ゴール付近を照らすような形で、町がそれを支援する形で照明灯を増設した経過がございます。

そういった意味で、中学校の部活動が本当に夜時間を延長してまで進めていきたいのかということにつきましては、私ども教育委員会については、学校からそういった要望をこれまで受けておりませんので、議員からそういった質問がありまして初めてこのようなことがありましたが、全国的には、部活動の活動の時間の与える生徒への影響というようなものもございまして、そういったことも踏まえる必要はあると思いますが、先程教育長が答弁申し上げましたとおり、町民グラウンドの改修にあたって大きな決断をしたところでございます。そういった点をお含みいただき、汲み上げていただければありがたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 私も横山小学校の経過はお聞きしているところがあって、4、5年前にできたということを聞いています。

それで、結局それから、小学校の子どもはスポ少で、今すぐく三川のサッカーの子どもたちも増えて、そして照明をつけてから相まって、結局、結構庄内で優勝したり上位になったりする、何かそういうところが増えてきているというのを聞いています。

でありますから、まずその4、5年まで、つけるまで長い時間かかったということなものですから、私も現場の声を聞いているんですが、その声をもっと大きくなったり、それから、それに向けて思いを粘り強くしていくように、またそれに向けての要望をしていきたいと

思っています。

次の質問に行きます。

投票所に巡回バスをとということでした。便宜供与で公職選挙法に抵触するというので、前の質問のときもいただいています。

それで、私もいろいろと調べました。公職選挙法でも読んでみたんですが、私はその抵触というか、それは行政の方の公平さの采配みたいなところでやっている自治体があるんです。

2014年の衆議院選のときは、120以上の自治体で実際に無料巡回バスを走らせていますと。期日前投票のときに走らせているところもあったり、投票日に走らせているところがあるんです。

そういう面からすると、三川町も本当に、特に先程出ました65歳以上の高齢者の人たちの中で、一人暮らしの人は特になんですが、人に頼むことができないというような人もいます。

もしそういうことがあれば、私は、この間も参議院選があったんですが、行きたいという声がたくさんあります。だから、そういう要望も含めて実現できないかというものを強く思うんですが、この点、どうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川選挙管理委員会書記長。

○説明員（石川 稔選挙管理委員会書記長） ご質問の中で、バスを運行している自治体のお話もございましたが、私どもが理解している状況につきましては、例えば地理的な要因だとか、特に山間部だとか、それから人口の年齢構成の関係で高齢者がほとんど。また、公共的な交通機関もない、そういったところで投票所を統廃合した関係で投票所が遠くなった、そういうところにつきましては、特殊な事例、他とは違う地域という扱いのもとで、自治体が運行する送迎バスを運行している、そういう事例は伺っているところがございますが、本町におきましては、この平坦な地域で各投票所までの距離もそうない中なものですから、まだ本町においてはそのような状況にはないものと考えておりますし、また、このバスを運行するにあたっては、やはり運行の公平性の確保というのが非常に困難というふうに捉えているものですから、まず現時点では難しいものと考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） なかなか難しいというようなことでありましたけれども、私は、では、先程デマンドのお話が出ましたが、デマンドを日曜日に運行して、それで投票所に向かうというようなことはできないでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川選挙管理委員会書記長。

○説明員（石川 稔選挙管理委員会書記長） デマンドの日曜日の運行につきましては、先程もデマンドタクシーの運行の拡充ということで議論になっておったところがございますが、日曜日の運行がもし可能になれば、そういったところで、特に高齢者等がそのデマンドタクシーを利用して期日前投票に来るとか、それから投票所に行くとか、そういったことは可能なものと思います。

○議長（成田光雄議員） 以上で、5番 田中 晃議員の質問を終わります。

次に、8番 梅津 博議員、登壇願います。8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員）

1. 教育行政について

1. 文部科学大臣の諮問機関「中央教育審議会」は、2020年度から始まる新しい学習指導要領の審議まとめ案を公表した。  
主体的・協働的な学習「アクティブ・ラーニング」の推進や小学5・6年生の英語の教科化など課題が多いと認識する。次期学習指導要領への対応について、基本的な考えを伺う。
2. 「アクティブ・ラーニング」の具体的な手法はいろいろあると思われる。現時点でも各小中学校において、主体的な学びについて、いろいろな取り組みがなされていると認識するが、今後、手法の統一や、内容・質の充実などが求められると思われる。対応策について伺う。
3. 小学校での英語の教科化に伴い、指導体制の充実が必要と思われる。対応策について伺う。
4. 学校と地域との連携によるさまざまな活動は、価値ある体験学習につながると認識する。  
授業時数の調整などにより、体験学習などの総合学習や地域と連携した活動の削減、地域とのつながりの希薄化が懸念される。対応策を伺う。

平成28年第4回議会定例会におきまして、通告に従い質問いたします。

今回は、教育行政について質問いたします。

文部科学大臣の諮問機関であります「中央教育審議会」は、2020年度から始まる新しい学習指導要領の審議まとめ案を公表いたしました。それによりますと、主体的・協働的な学習「アクティブ・ラーニング」の推進や小学5・6年生の英語の教科化など、課題が多いものと認識いたします。

次期学習指導要領への対応について、基本的な考えを伺います。

また、「アクティブ・ラーニング」の具体的な手法はいろいろあると思われます。現時点でも、各小中学校におきまして、主体的な学びについていろいろな取り組みがなされていると認識いたしますが、今後、手法の統一や内容・質の充実などが求められると思われます。対応策について伺います。

また、小学校での英語の教科化に伴い、指導体制の充実が必要と思われます。対応策につ

いて伺います。

最後に、学校と地域との連携による様々な活動は、価値ある体験学習に繋がるものと認識いたします。

授業時数の調整などにより、体験学習などの総合学習や地域と連携した活動の削減、あるいは地域との繋がりの希薄化が懸念されます。対応策を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 梅津 博議員にご答弁申し上げます。

教育行政に関する4点のご質問ですが、1点目と2点目のご質問は関連がありますので、一括でご答弁申し上げます。

本年8月に公表された次期学習指導要領改訂に向けた審議のまとめでは、「どのように学ぶか」という視点でアクティブ・ラーニングの考え方を取り上げるとともに、学習評価となる「何が身についたか」や、児童生徒を「どのように支援するか」という視点で学習指導要領の項目を整理していくこととしております。

教育委員会や学校においては、これまでも全国学力・学習状況調査や定期テストなどにより子どもたちの実態把握に努め、「どんな力をつけていく必要があるか」、「どのような授業が子どもたちの力をつけるのか」という視点で、授業の改善などに取り組んできたところであります。

今後は、学習指導要領の改訂を見据えたうえで、アクティブ・ラーニングの視点に立ち、各教科や総合的な学習の時間においては今まで以上に「主体的・対話的な深い学び」の実現を目指し、すべての教職員が校内研修や多様な研修の場を通じて理解・実践していく必要があると考えております。

また、そのための補助教材として、デジタル教科書やタブレット型端末などのICT機器の導入も年次計画的に進めているところであります。

3点目の小学校の英語教科化に伴う指導体制に関するご質問ですが、英語学習につきましては、平成32年度から小学校5・6年生の英語が教科として年間70時間の時数となり、3・4年生についても年間35時間の外国語活動の時数の確保が求められており、現在よりも2倍程度の増加になることが予想されております。

また、こうした改訂の完全実施は平成32年度からの予定ではありますが、そのときに5年生となる児童は、3年生となる平成30年度から外国語活動をスタートしないと学習内容の未習が生じることとなるため、現行カリキュラムの見直しや教材の準備なども急ぐ必要があります。

現在の英語活動では、学級担任が授業実施の主体となるため、ALTや英語指導員が担任の授業をサポートしており、週の時数だけで考えれば現在の体制での実施も不可能ではないものの、教材準備のための時間確保や英語指導の充実を考えた場合、指導支援体制の見直しも必要になってくるものと考えております。

4点目の総合学習などの体験学習に関するご質問ですが、総合的な学習の時間の授業時数

につきましては、現行の学習指導要領改訂に伴い、平成23年度から標準授業時数が縮減されております。

総合的な学習の時間は、地域や学校、児童の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や、児童の興味・関心等に基づく活動など創意工夫を活かした教育活動を行うものであることから、本町小学校では、稲や野菜の栽培、縄ないや凧づくり、自然教室での野外体験などを実施しており、今後とも家庭・地域との連携を密にしながら、活動の機会や授業時数の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） ただいま答弁にあったように、今度の新しい学習指導要領については、基本的な学習というものに対する考え方が違っていくというように認識いたします。

今まで知識の習得、いかに、暗記型というような言い方もありますけれども、どれぐらいの知識を習得したかというものを学力の判断基準にしていたわけですが、これからは、いかに考え方を深く持っているかというものを判断しながら学力を判断していくというような、非常に難しい内容を求められているのかなと思っております。

そういったことの導入としてアクティブ・ラーニングという言葉が作られながら、今までと同じ内容でやるとは思いますが、主体的な活動ということで、あるいは能動的な学びということで各小中学校でやられてきたわけですが、現在の本町の各小中学校のアクティブ・ラーニングの取り組みに関しては、いろいろな取り組みがなされていると思います。

ただ、分類上どういった分類ができるのか、少し難しい部分もありますけれども、これらの新しい学習指導要領の中では、具体的なグループディスカッションあるいはグループワーク、あるいはディベートというような内容も例記されているように思います。

どちらにしても、今やられている小中学校での主体的な学びに関しては、さらに内容を深め、あるいは町としての方向性を持ちながらやる必要があるかと思いますが、この点から詳しくまたお聞かせ願えればと思います。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） アクティブ・ラーニングの一番最初の発端というのは、1990年代のアメリカの大学のあり方で、これから、一方的な講義形式よりはもっと主体的に学ばなければいけないんだというふうなことで、今から25年、30年近くなるわけです。それで、日本の大学の教育も考えようと。

ところが、高・大、あるいは中・高、あるいは小・中の連携というのを要求されてきたということから、その学びの連続性ということで、実はアクティブ・ラーニングも主体的に、能動的に活動するというのは小学校の授業で今までも行われてきたんですけども、ただ、今から5年前に、2011年にアメリカのデューク大学のデビッドソンが、2011年に入学した子どもたちが大学を卒業して就職をするときには、65%は今ある職業には就かない、別の職業に就くということで、アクティブ・ラーニングの考え方としては、子どもたちが、一方的



に知識を与えるというよりも、人工知能の進化とか、あるいは将来予測がなかなかできない、難しい、その世の中でどうやって生き延びるかということで、実は小学校、中学校でもよく考えようということで日本で導入したわけです。

今、梅津議員が、どういう方向かと、アクティブ・ラーニングは新しい教育方法かと、文科省のこの前の話も聞きましたけれども、今までの日本の教育がすべて間違っているではなくて、日本の教育の中では、きちんと教えたり、あるいは分かりやすく伝えたり、あるいは反復して定着させると。日本の教育の教授スキルというのは、世界に誇る非常に素晴らしいものだと。

だから、過去のを全部変えるのではなくて、今までの生きる力、あるいは学力の定着を、さらにそれを、より生きるために彩りを添えるといいますか、そういう形でのアクティブ・ラーニングの導入であって、さあ、どういう手法が一番いいとか、こんな手法があるからこれで全部やれと、そういうふうには文科省も言っていません。

先程梅津議員が言われましたけれども、体験学習、調査学習、発見学習とか、あるいはディベート、グループワーク、そういうふうなもの、手法を生かしながら、よりアクティブというのは、子どもたちが動くのではなくて、アクティブが一番何かというと、思考がアクティブです。

ですから、ただ動的に子どもたちが一生懸命動いているのがアクティブ・ラーニングだというのは、これは少し誤解があるのではないかと思いつつ、私たち三川町の教育として見れば、非常に素晴らしい教育を小学校も中学校もやられていますので、それに合わせて、これから、今までの何を学ぶかよりも、先程梅津議員からも出ましたけれども、どのように学ぶかと。

そして、手法を統一するというよりは、それぞれの教科あるいは場面、それから単元、そういう様々に存在する多様な指導方法を導入していきたいというふうに私は思っております。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 8 番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） ただいま教育長からありましたとおり、日本の教育というものは非常に優れていると私も認識しております。それは世界的に認められていることと思います。

今、大学の改革、あるいはアメリカから出てきたこのアクティブ・ラーニングの内容というものは、若干日本の教育に足りない部分、要するに、思考力、深い思考に基づいた意見を述べる技術、あるいは相手とのコミュニケーション力といいますか、そういったものを鍛える意味で、足りない部分をこれからぜひ伸展させたいというような意味合いを持ちながら導入されてきているものと私は認識しております。

大学の入試の改革、今までのものよりも非常に記述式が増えていくと。それは要するに深い思考力を試す試験になっていくということから、小学生からの一連の学習指導の内容を変えていくというような工程になっていると私は理解しておりますけれども、そういったことで、今までの学習にさらにプラス主体的な学びというものを入れながら、ボリューム的には非常に増えていくということだと思います。

現に、この新しい要領が完全実施される頃には、先程もありましたけれども、小学校5・6年生あるいは4・5年生の場合は、年間の授業時数、それが35コマ分ずつ純増するというような理解を私はしておりますけれども、今現在、年間で980コマといわれる、1コマあたり45分の授業時数に関して、これが限界ではないかということで今やられているわけですが、それにさらにプラスになっていくということからして、どうやってその授業時数を確保していくのかということに関して、少し今の時点で、まだ先の話ではありますけれども、他の例もあると思いますので、今の時点ではどのようにお考えでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 小学校は今27時間ぐらいです。あとクラブ活動とかいろんな時間がありますけれども、その時間をこれからの、また後からご質問があるかもしれませんけれども、英語、増えた時間に持っていこうかなというふうに考えております。

鶴岡は英語のモデル的なものになっていて、今英語は小学校5年、6年、2時間やっているんですけども、それはどういう形で時間を確保しているかというのと、モジュール授業といって、昼休みが終わった後15分ずつ、3日間やれば1時間になるわけです。ですから、昼休みの時間を減らして3日間で1時間に充てがっていると。モジュールというふうなシステムをとりながらやっていますけれども、私も三小を見に行きましたが、非常に先生方も慌ただしいし、子どもたちもゆとりがない。

この前、浦島小学校では29時間やっていると言いましたので、三川の小学生も3校一緒に、27から28ぐらいまでその授業時間を確保しながら持っていければというふうに考えております。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 鶴岡でも先取りした形でコマ数を増やしているという内容がありました。

また、徳島県の阿波市というところでは、同じようなんですけれども、要するに、週2コマ分の英語の授業を先取りしてやっている。これは英語教育の研究校のようなんですけれども。

阿波市全体でも、夏休みを5日間程度短縮して、こういった授業時数の増加に対応できる体制を整えている。それは、子どもたちにとってもそうですし、あるいは先生方にとってもそうですし、余裕のある授業時数、余裕のある授業というものを確保するために、こういった夏休み等、先程、鶴岡の話では昼休みの時間を削るといった内容だったようなんですけれども、実際、今現在でも先生方も非常に多忙でありますし、あるいは子どもたちも、それぞれ自分の活動も含めて非常に多忙なんだろうと思います。

こういったことの中で、さらに休み時間も削りながら、あるいは夏休みも削りながらこういった授業時数を確保していくといったことに対して、子どもたちもそうですし、先生方も非常に耐えられないのではないかと。あるいは、子どもたちも消化不良を起こしながらやらざるを得ない状況になるのではないかと、こういったことが危惧されるわけであります。

こういったことを緩和するための阿波市の対応は、夏休みを削ってということで、1日あたりからすれば、1日の流れからすれば余裕はあるわけでございますけれども、大切な夏休

みが削られる、あるいは家庭での過ごす時間が減るといふようなことも含めて、双方、非常に厳しい内容というふうに私は思いますが、その点は認識はいかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 梅津議員の言われるとおりと私も思っております。

文科省ではモジュールもよろしいと。それから夏休みも、出てきたらその分も時間数に加えてよろしいと。文科省は一回こういうことを打ち上げた後は全部お任せだと、何でもいいよというような許可になりますけれども、ただ、小学生が夏休みに集中してやったから、その時間数だけ考えて、そしてやった、やったではあっぷあっぷになるし、やはり年間を通して着実にやらせることが学力の、あるいはいろんな授業の習得になるのではないかというふうに私は思っております。

ですから、先程も申し上げましたけれども、1週間の時間割をもう一度見直しながら、後の、先程の質問がありました、総合的な学習の時間を削るのではなくて、これもこれなりに意義もありますから、日常の中でももう少しこういうものをこんなふうに変えたらどうかということも、各学校の先生方、教務あるいは校長、教頭と相談しながらいろいろ検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） まだまだ4年あるいはそれ以上先の話ではありますけれども、やはり今からある程度の準備等は必要だと思います。

その中で、英語の指導体制に関してですけれども、今現在、三川町では、ALTあるいは英語指導員ということで、独自の支援をやりながら英語活動に積極的に取り組んでいるというふうに私は認識しております。

今後、国の考え方もまだまだ確定ではありませんけれども、こういった英語に精通した専門職的な教員の配置等は今のところ配慮される予定なのか、その辺、伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 先程もご答弁の中で申し上げましたけれども、大体時間数からいったら、今、三川の場合には、ALTと、それから英語指導員が2人入っていますから、今の体制では時間的にはうまくいくのかなと。

ただし、移動時間とか、それから後は教材研究とか、そういうものもありますので、それも時間をどこでとるかというのを併せて、英語の指導員をどこの時点で配置が可能かどうか。3校あります。中学を含め4校になりますけれども、その中で、やはり小学校5・6年が2時間、それから小学校3・4年が1時間ずつ増えるということは、カリキュラムの組み方においては非常にいろんな無理があるかもしれません。そのときは、また各校に1人ずつ体制をお願いしたいというふうな要望も出てくるかもしれません。それは、今後、いろんな形で検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 今の答弁では、国からの教員の充当というものは期待できないという考えの中での町での対応というふうに受けとめました。

確かに、国としては、今、国の教育現場での教員の削減というものをやっておりますけれども、そういったことからすれば、新しい学習の内容に対応するとはしても、増えてこないのかなと思ったところです。そういったところは、町でさらに支援を増やす必要があるのかなと感じたところであります。

次に、地域との連携に関してですけれども、先程の答弁の中では、総合的学習はこれ以上減らさないという話がありました。ただ、総合的学習の見直し、この総合学習の中でもアクティブ・ラーニング、要するに主体的な学びというものを取り入れながらの総合学習という内容に変わっていくのかなと思いますけれども、その点はどうか。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 総合的な学習の時間というのは、アクティブ・ラーニングそのものを取り入れた考え方だったんです。子どもたちがいろんな体験をしながら、自主的に問題意識を持ってそれを解決しよう、それが総合学習なんです。

ですから、その総合学習の中に、ではアクティブ・ラーニングを取り入れるというよりも、今実際にやっていることがアクティブ・ラーニング、さらに、やはり見直しも当然必要なことです。

ということで、だんだん総合学習の時間が、英語の時間が、外国語活動が入ったということでどんどん減らされてきましたけれども、今2時間の中で、それなりに地域と密着した形で、子どもたちが主体的に、そしていろんな問題を、あるいはいろんな発見をしながら、体験しながら、そして教科以外にやはり強い人間になってほしいと。

そういうようなことで、より今までの総合的な学習の時間の趣旨に沿った形、もう一度見直しながら進めてまいりたいと思っています。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 今までの質疑の中で、次期学習指導要領への対応ということで、三川町の基本的な方針から、地域との連携に関してもある程度の方向性が見えてきたと思います。

最後の質問になろうと思いますけれども、こういった新しい学習指導要領も踏まえながら、年度当初の教育委員会の行政方針にもありました。次代を担う子どもたちが社会を生き抜く力を身につけ、心身ともに健やかに成長するための基礎となる力を養う場ということで学校教育を位置付けております。

今後、世界的なグローバル化の中で、自分を表現しながら他人とコミュニケーションの力で負けない人材、こういうものを目指す将来的な教育というものが求められているのかなと私は感じたところでございますけれども、そういった未来に向けての教育のあり方について、最後に伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 同じような答弁の繰り返しで大変申しわけないんですけれども、今回、アクティブ・ラーニングという手法といいますか、そういう考え方が取り入れられると。それから、総合的な学習の時間というようなこともいろいろ取り上げられております。

あり方についても取り上げられていますけれども、やはりその趣旨をもとにしながら、いま一度、三川町の子どもたちの性格的なもの、あるいは教科の内容、それから後は、地元との密着度、この前の全国学力・学習状況調査の中においては、総合的な学習は非常に楽しいし、うまく地域とは溶け込んでいるよと。他県以上に、三川の子どもたちのアンケートの調査の結果からしますと、非常に三川の中で楽しく、そして地元と触れ合っている、そういうふうな結果が出ています。

私たちが望むところをうまく子どもたちも実現してくれているな、体験してくれているなというふうに思っていますけれども、さらにコミュニケーション能力とか、それから後は、同じ話で申しわけないですけれども、予測できない未来を生き抜く、そういうふうな力強い子どもたちの成長を願っているというふうに、それを推進するために私たちも一生懸命頑張りたいというふうに思っています。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 以上で終わります。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、8番 梅津 博議員の質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会いたします。

（午後 8時50分）

平成28年第4回三川町議会定例会会議録

1. 平成28年9月9日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	議員	2番	志田徳久議員	3番	佐藤正治議員
4番	阿部善矢議員	5番	田中晃議員	6番	町野昌弘議員
7番	小林茂吉議員	8番	梅津博議員	9番	佐藤栄市議員
10番	成田光雄議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子町民課長	遠藤淳士 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
齋藤茂義 環境整備主幹	本間明 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹
和田勉監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	高橋朋子 書記	五十嵐章浩 書記
------------	---------	----------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

- 第 3 日      9月9日(金)      午前9時30分開議
- |       |                                 |                                    |
|-------|---------------------------------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議第55号                           | 平成27年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第 2 | 議第56号                           | 平成27年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第 3 | 議第57号                           | 平成27年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第 4 | 議第58号                           | 平成27年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 5 | 議第59号                           | 平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議第60号                           | 平成27年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第 7 | 請願審査委員会報告(産業建設厚生常任委員会)<br>請願第1号 | 臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める請願           |
- 閉 会

○議長（成田光雄議員） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（成田光雄議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配付のとおり追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（成田光雄議員） お諮りいたします。日程第1から日程第6まで、以上6件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第1から日程第6まで、以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第1、議第55号「平成27年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第2、議第56号「平成27年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第3、議第57号「平成27年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第4、議第58号「平成27年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第5、議第59号「平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第6、議第60号「平成27年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました議第55号「平成27年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件、議第56号「平成27年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第57号「平成27年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第58号「平成27年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第59号「平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第60号「平成27年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成27年度の三川町一般会計並びに各特別会計の決算につきましては、会計管理者より去る6月30日付で地方自治法第233条第1項の規定により決算の提出がありましたので、7月7日に同条第2項の規定により監査委員の審査に付し、併せて、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、該当の基金運用調書について、さらに、地方公共団体の健全化に関する法律第3条の規定に基づき、財政健全化判断比率について、付託をいたしたところであります。

審査の結果につきましては、8月19日付をもちまして、監査委員から意見を付して報告がございましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を賜りたく提案いたすものであります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます財政健全化判断比率について



ては、4指標のうち、実質公債費比率は11.7、将来負担比率は124.0で、いずれも早期健全化基準を下回っており、また、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ赤字額がないことをご報告申し上げます。

各会計決算の概要につきまして、会計管理者よりご説明申し上げますが、細部につきましては、審議の過程におきまして、それぞれ所管課長等からご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 会計管理者より概要説明を求めます。五十嵐会計管理者。

○説明員（五十嵐 泉会計管理者） 私から、平成27年度一般会計ほか各特別会計決算の概要をご説明申し上げます。

説明資料といたしまして、7ページに編綴しました「平成27年度三川町各会計決算の概要」と各会計の決算状況を1枚にまとめました「平成27年度三川町各会計決算概要一覧」の二つの決算関係資料を配付いたしておりますが、主に「決算の概要」の資料に基づいてご説明申し上げますので、そちらをご覧ください。

まず初めに、『一般会計』について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額4億7,279万792円、歳出総額4億5,818万3,725円で、歳入歳出差引額2億2,460万7,067円であります。

翌年度に繰越すべき財源は、繰越明許費分として425万3,000円であります。この繰越明許費繰越額を差し引きました実質収支額は2億2,035万4,067円であり、平成28年度への繰越額となります。

また、前年度実質収支額が2億544万1,014円でありましたので、平成27年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は1,491万3,053円の黒字となりました。この単年度収支額に、財政調整基金積立金380万円と繰上償還額0円を加えました実質単年度収支額は、財政調整基金の取崩額がありませんので、1,871万3,053円の黒字決算となったところであります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額が4億7,349万5,000円で、これは当初予算4億8,300万円に年度中における追加補正予算総額6億335万5,000円と前年度からの繰越明許費4,856万円の合計額であります。

収入済額は4億7,279万792円であり、予算現額に対する執行率は100.0%、なお、前年度は101.3%でありました。調定額に対する収入率は99.4%、なお、前年度は99.2%でありました。

不納欠損額は519万7,866円、収入未済額は2,387万3,891円で、前年度と比較し439万8,180円減少いたしましたところであります。

収入未済額の内訳といたしましては、町民税765万3,998円、固定資産税1,542万4,693円、軽自動車税55万1,300円、負担金24万3,900円であります。

次に、予算現額より100万円以上収入増となった款と金額を申し上げます。

1款町税4,775万86円、2款地方譲与税252万7,000円、4款配当割交付金158万円、5款株式等譲渡所得割交付金181万5,000円、6款地方消費税交付金1,217万5,000円、7

款自動車取得税交付金 160 万 4,000 円、8 款地方特例交付金 126 万 9,000 円、11 款分担金及び負担金 111 万 9,188 円、12 款使用料及び手数料 195 万 5,980 円、15 款財産収入 129 万 2,769 円、16 款寄附金 4,183 万 4,817 円、19 款諸収入 855 万 3,187 円であります。

次に、予算現額より 100 万円以上収入減となった款と金額を申し上げます。

13 款国庫支出金 5,806 万 750 円、14 款県支出金 4,965 万 5,974 円、20 款町債 1,470 万円となっております。なお、これらのうち国庫支出金の収入減の要因につきましては、平成 27 年度の国の補正予算とした「臨時福祉給付金」及び「社会資本整備総合交付金」等 4,591 万円を平成 28 年度に繰り越したことによるものであります。

2 ページをご覧ください。

3. 歳出の概要について申し上げます。

予算現額 47 億 3,491 万 5,000 円、支出済額 45 億 818 万 3,725 円、翌年度への繰越額が 1 億 986 万 3,000 円で、これを差し引きました不用額は 1 億 1,686 万 8,275 円であります。

予算現額と支出済額との比較は 2 億 2,673 万 1,275 円で、執行率は 95.2%であります。なお、前年度は 96.1%でありました。

次に、不用額が 100 万円以上となった款と金額を申し上げます。

1 款議会費 411 万 9,329 円、2 款総務費 2,904 万 9,515 円、3 款民生費 6,678 万 9,979 円、4 款衛生費 241 万 9,217 円、6 款農林水産業費 5,363 万 3,724 円、7 款商工費 285 万 9,193 円、8 款土木費 4,311 万 859 円、9 款消防費 304 万 8,085 円、10 款教育費 1,789 万 6,488 円、13 款予備費 338 万 8,028 円であります。

費目の流用は 148 件、合わせまして 1,134 万 9,166 円、予備費の充用は 16 件、合わせまして 661 万 1,972 円であります。全く支出のなかった節は 41 件、合わせまして 570 万 7,293 円となっておりますが、これは、2 款総務費の 1 項 8 目電子計算費の 18 節備品購入費の全額 450 万円を翌年度に繰り越したことがその主な要因であります。

以上が一般会計の決算概要であります。

次に、3 ページをご覧ください。

『国民健康保険特別会計』について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額 8 億 4,669 万 6,356 円、歳出総額 8 億 1,942 万 6,431 円、歳入歳出差引額 2,726 万 9,925 円、翌年度に繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となり、平成 28 年度への繰越額となります。また、前年度実質収支額が 3,497 万 2,185 円でありましたので、平成 27 年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は 770 万 2,260 円の赤字となりました。また、この額に国保給付基金への積立金 40 万円を加え、国保給付基金積立金の取崩額はなかったことから、実質単年度収支額は 730 万 2,260 円の赤字決算となったところであります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額 8 億 4,330 万円に対しまして収入済額が 8 億 4,669 万 6,356 円、執行率は 100.4%であります。なお、前年度は 100.6%でありました。収入率は 96.5%であります。なお、前年度は 96.1%でありました。

不納欠損額は 633 万 9,734 円、収入未済額は 2,431 万 418 円であります。

予算現額より 100 万円以上収入増となった款と金額につきましては、1 款国民健康保険税 299 万 8,112 円、7 款共同事業交付金 464 万 1,937 円であります。

次に、予算現額より 100 万円以上収入減となったものは、4 款県支出金 524 万 4,471 円であります。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額 8 億 4,330 万円に対しまして支出済額 8 億 1,942 万 6,431 円で、翌年度繰越額はなく、不用額は 2,387 万 3,569 円、執行率は 97.2%、なお、前年度は 96.1%でありました。

不用額が 100 万円以上となった款と金額につきましては、2 款保険給付費 665 万 2,678 円、8 款保健事業費 251 万 9 円、11 款諸支出金 126 万 866 円、12 款予備費 1,300 万円となっております。

費目の流用は 2 件、合わせまして 157 万 9,819 円、予備費の充用はありません。全く支出のなかった節は 13 件、合わせまして 35 万 8,000 円であります。

以上が国民健康保険特別会計の決算概要であります。

次に、4 ページをご覧ください。

『後期高齢者医療特別会計』について申し上げます。

なお、本会計以降、款別に表記しております予算現額に対する 100 万円以上の収入の増減と、同じく 100 万円以上の款別の不用額につきましては、時間の関係もございますので、説明につきましては省略させていただきます。

1. 決算の総括であります。歳入総額 7,565 万 1,127 円、歳出総額 7,403 万 627 円、歳入歳出差引額及び実質収支額は 162 万 500 円で、平成 28 年度への繰越額となります。また、前年度実質収支額が 161 万 9,500 円でありましたので、平成 27 年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は 1,000 円の黒字となったところであります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額 7,550 万 7,000 円に対しまして収入済額は 7,565 万 1,127 円、執行率は 100.2%、なお、前年度は 100.7%でありました。収入率は 100.0%、なお、前年度は 99.8%でありました。

不納欠損額、及び収入未済額は 0 円であります。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額 7,550 万 7,000 円に対しまして支出済額 7,403 万 627 円、翌年度繰越額はなく、不用額は 147 万 6,373 円、執行率は 98.0%、前年度は 98.6%でありました。

費目の流用は 1 件で 2 万 800 円、予備費の充用はありません。全く支出のなかった節は 2 件で、4 万 200 円であります。

以上が後期高齢者医療特別会計の決算概要であります。

次に、5 ページをご覧ください。

『介護保険特別会計』について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額 7 億 8,888 万 6,717 円、歳出総額 7 億 6,618 万 2,013 円、歳入歳出差引額及び実質収支額は 2,270 万 4,704 円で、平成 28 年度への繰越額となります。また、前年度の実質収支額が 1,049 万 9,940 円でありましたので、平成 27 年度の実

質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は1,220万4,764円の黒字となりました。さらに、この単年度収支額に、介護給付費準備基金の積立金511万8,080円を加えた実質単年度収支額は、同基金の取崩額はありませので1,732万2,844円の黒字決算となったところであります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額8億4,581万1,000円に対しまして収入済額7億8,888万6,717円、執行率は93.3%、なお、前年度は97.6%でありました。収入率は99.8%で前年度と同率であります。

不納欠損額は15万418円、収入未済額は介護保険料で162万2,500円であります。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額8億4,581万1,000円に対しまして支出済額7億6,618万2,013円で、翌年度繰越額はなく、不用額は7,962万8,987円、執行率は90.6%であります。なお、前年度は96.3%でありました。

費目の流用は14件、合わせまして725万1,593円、予備費の充用はありません。全く支出のなかった節は9件、合わせまして25万2,000円あります。

以上が介護保険特別会計の決算概要であります。

次に、6ページをご覧ください。

『農業集落排水事業特別会計』について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額及び歳出総額はともに1億5,151万7,127円であり、歳入歳出差引額及び実質収支額はございません。また、前年度実質収支額、単年度収支額、及び繰上償還額は0円あります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額1億5,178万3,000円に対しまして、収入済額1億5,151万7,127円で、執行率は99.8%、なお、前年度は99.6%でありました。収入率は99.6%、前年度は99.5%でありました。

不納欠損額はなく、収入未済額は使用料で53万5,770円あります。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額1億5,178万3,000円に対しまして、支出済額が1億5,151万7,127円で、不用額は26万5,873円、執行率は99.8%であります。なお、前年度は99.6%でありました。

費目の流用は5件、合わせまして58万3,020円、予備費の充用、及び全く支出のなかった節はありません。

以上が農業集落排水事業特別会計の決算概要であります。

7ページをご覧ください。

最後に、『下水道事業特別会計』について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額及び歳出総額は3億6,201万8,516円、歳入歳出差引額は0円となり、翌年度へ繰越すべき財源はありません。実質収支額、前年度実質収支額、単年度収支額、及び繰上償還額は0円あります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額3億6,804万6,000円に対しまして収入済額は3億6,201万8,516円で、執行率は98.4%であります。なお、前年度は96.6%でありました。収入率は99.9%、前年度と同率であります。

不納欠損額は0円、収入未済額は受益者負担金と使用料を合わせて40万5,772円であり  
ます。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額3億6,804万6,000円に対しまして支出済  
額3億6,201万8,516円、翌年度繰越額0円で、不用額は602万7,484円となり、執行率は  
98.4%であります。なお、前年度は96.6%でありました。

費目の流用、及び予備費の充用はありません。全く支出のなかった節は1件1万円であり  
ます。

以上が下水道事業特別会計の決算概要であります。

以上をもちまして、平成27年度一般会計ほか各特別会計決算の概要説明を終わらせてい  
たいただきます。

○議長（成田光雄議員） 次に、監査委員より各会計決算について、審査結果の報告を求めま  
す。和田監査委員。

○説明員（和田 勉監査委員） 平成27年度各会計決算と審査結果の報告を申し上げます。

地方自治法並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成28年7  
月7日に付託された平成27年度三川町各会計歳入歳出決算並びに定額資金運用基金及び財  
政健全化判断比率を、三川町監査委員条例並びに監査基準をもとに審査いたしましたので、  
その審査結果について「審査意見書」によりご報告を申し上げます。

初めに、各会計の決算に係る審査意見を申し上げます。

1ページをご覧ください。

1に掲げております審査対象の決算について、2の日程により審査いたしました。

次に、2ページをご覧ください。審査の手続については、町長から提出された各決算書類  
を関係諸帳簿及び証書類と照合し、収支命令に符合しているか、計数及び収支が正確かつ適  
法であるか、予算の目的に沿って事務事業が効果的・経済的に執行されているかなどに主眼  
を置き、試査の方法により審査をいたしました。

その結果、各会計の歳入歳出決算は計数に誤りがなく、内容についても不正・不当なもの  
がなかったため、適正であると認められるものであります。

次に、審査所見を申し上げます。

27ページをご覧ください。

なお、本来であれば定期監査において取り扱いする内容であります。決算書を形成する  
ための背景となっている事務事業の執行状況について検討をいただく見地から、決算審査に  
おいて申し述べております。

我々監査委員は、各会計の決算審査の内容に加え、例月現金出納検査や定例監査における  
指摘事項の改善に向けた取り組み内容を確認するとともに、事業運営が適正かつ効果的に執  
行されているかなどについて審査いたしました。その結果、今後の事務事業執行に向けて検  
討を要すると思われる事項について、2点申し述べます。

1点目は「道路維持について」であります。

道路の現状については、舗装路面の経年劣化が進行し、大規模な舗装修繕が必要な路線が

増加している状況が推察され、後年度における道路維持費の増大が危惧されたところであり  
ます。

担当課では、平成28年3月に主要路線を対象とした「道路舗装補修計画」を策定してい  
ますが、今後はこの計画を確実に実施し、維持修繕対応を促進するとともに、より効率的な  
道路維持を行うためには、現行の事後保全型の道路修繕から予防保全型の道路修繕に切り替  
えが必要であると思慮されることから、財政担当課と十分に調整し、検討をお願いするもの  
であります。

2点目は「滞納整理について」であります。

町民税及び国民健康保険税の不納欠損処分額が前年より大幅に増加している状況が認め  
られました。

滞納整理については、初期段階において徹底した財産調査や所在調査を実施のうえ、滞納  
者の状況を的確に把握し、長期化の防止に努められるようお願いいたします。また、特別徴  
収など納税者の利便性を考慮した納税制度の取り扱い推進にも継続して取り組み、滞納繰越  
分の収納率の向上を図るようお願いいたします。

一方、滞納処分の執行停止にあたっては、公正・公平の観点から将来的な収納の可能性な  
どを十分に調査したうえで行うとともに、執行停止後も資力の回復状況の調査を定期的に実  
施するなど、不納欠損処分額の圧縮が図られるような対応についてお願いするものでありま  
す。

以上が審査所見であります。

次に、定額資金運用基金に係る審査意見を申し上げます。

28ページの審査結果に申し述べたとおり、「三川町育英奨学基金」については、経理に  
誤りなく計数は正確で、設置目的に従い運用されていると認められたところでありま  
す。

最後に、29ページの財政健全化に係る審査意見を申し上げます。

審査に付された財政健全化判断比率及びその算定の基礎資料は、いずれも適正に作成され  
ており、財政が法律で定められた基準の範囲内で健全に運営されているものと認められるも  
のであります。

以上、決算審査の結果並びに所見を申し上げましたが、今後も引き続き財政の健全化と町  
民福祉増進に向けて一層の努力を期待し、決算審査報告といたします。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、本案の提案に対する説明及び報告を終了します。

お諮りします。本案については、議長を除く8人で構成する「決算審査特別委員会」を設  
置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本案は、議長を除く8人の議員  
で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託することに決定いたしました。

○議 長（成田光雄議員） お諮りします。ただいま設置されました「決算審査特別委員会」の  
委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において、議長を除く  
8人の議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、本案は、議長を除く8人の議員を「決算審査特別委員会」の委員に選任することに決定いたしました。

○議長(成田光雄議員) お諮りいたします。ただいま「決算審査特別委員会」に付託しました件については、会議規則第45条第1項の規定により、9月12日まで審査を終えるよう、期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は9月12日まで審査を終えるよう、期限をつけることに決定しました。

○議長(成田光雄議員) 日程第7、「請願審査委員会報告」の件を議題とします。

請願第1号「臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める請願」の件について、産業建設厚生常任委員会委員長より報告を求めます。4番 阿部善矢議員。

○4番(阿部善矢議員)

平成28年9月9日

三川町議会議長 成田 光雄 殿

三川町議会産業建設厚生常任委員会  
委員長 阿部 善矢 ㊟

### 請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措置
1	平成28年 9月7日	臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める請願	採 択	請願の趣旨に沿うことが妥当である	

審査の経過を若干説明いたします。

本件は、第4回定例会において請願され、産業建設厚生常任委員会に付託、審査にあたりました。

庄内農業農民運動連合会事務局次長の梶 昇司氏より出席をいただき、資料等を含めて説明を受け、質疑を経て審査にあたりました。

T P P交渉については、いまだに内容情報開示が遅れ、国民、国会への説明責任が果たされておられません。加えて、主要メンバー国の米国でも、大統領選を前に混迷を深めており、自由貿易での国の形を大きく変えるという意見が多数を占め、賛成多数で採択となりました。

なお、意見書の表題、内容については、「臨時国会」を「国会」に改め提出することになりました。

議員諸兄の賛同をよろしくお願い申し上げ、以上、報告とします。

○議 長（成田光雄議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を許します。2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 確認いたしますけれども、最後の委員長報告で、「臨時国会」を「国会」に改めるというような説明がありましたけれども、この請願の趣旨は、臨時国会でという表題でありますので、この表題を曲げるような請願内容では、趣旨に反して、採択できないのではないのでしょうか、もし説明があれば、その確認を行います。

○議 長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4 番（阿部善矢議員） それにつきましては、審査会におきまして協議いたしまして、全員一致でその方向で決めております。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 請願の趣旨、件名を自由に変えることは私はできないと思いますけれども、件名を変えたという解釈でよろしいのでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4 番（阿部善矢議員） はい、そのとおりです。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） こういう請願の件名を変えての請願は、請願者に対する回答ではなく、この請願は成立しないのではないのでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4 番（阿部善矢議員） 何ら変わりないと思います。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 暫時休憩を求めます。

○議 長（成田光雄議員） 賛成はいませんか。

8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） ただいまの請願の採択の説明の中で、私も確認したかったわけですが、委員長の説明の中で、臨時国会でというものを国会でというふうな内容に改めるような内容を議論したと説明がありました。これに関しては、私は意見書の内容をそのように改めるとい



うふうに理解するわけでございますけれども、その点の確認をしたいわけでございます。

件名については、このT P P協定の内容に疑義があるということで、批准しないことを求めるというのが一番の趣旨であると思いますので、その点を含めまして、この請願については採択するというように私は受けとめますけれども、その辺の協議の内容、それから意見書との関係について、さらに詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4 番（阿部善矢議員） 今、梅津議員からも指摘がありましたけれども、「臨時国会」といいますと、今1回、今回限りの対応になります、それ以後におきましてもその効力がきくような形の中で、「国会」ということに切り替えた次第です。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 再度言っていますように、意見書の中では、所管の委員会で意見書を作るわけですのでいいですけども、件名を変えるということはできないと思いますので、その対応の時間をいただきたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9 番（佐藤栄市議員） 今の請願の審査報告の書面を見ていただくと分かると思いますけれども、請願のあった臨時国会でのT P P協定の批准をしないことを求めている請願を認めたと報告ですので、この場合はそういう理解をしていいんだというふうに考えますけれども。

○議 長（成田光雄議員） 他に。

2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） では、再度委員長に質問いたします。

件名は、「臨時国会でT P P協定を批准しないことを求める請願」ということでよろしいのでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 4番 阿部善矢議員。

○4 番（阿部善矢議員） では、そのようにします。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから請願第1号「臨時国会でT P P協定を批准しないことを求める請願」の件を採決します。

なお、本件の委員長報告は採択であります。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、本件は委員長報告のとおり可決

されました。

○議長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。  
これをもって散会といたします。

（午前10時14分）

平成28年第4回三川町議会定例会会議録

1. 平成28年9月13日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	議員	2番	志田徳久議員	3番	佐藤正治議員
4番	阿部善矢議員	5番	田中晃議員	6番	町野昌弘議員
7番	小林茂吉議員	8番	梅津博議員	9番	佐藤栄市議員
10番	成田光雄議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子町民課長	遠藤淳士 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
齋藤茂義 環境整備主幹	本間明 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹
和田勉監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	高橋朋子 書記	吉田直樹 書記
------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

### 議 事 日 程

○ 第 7 日            9月13日(火)            午前9時30分開議

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告<br>(決算審査特別委員会委員長報告)  |
| 日程第 2 | 議第 61号    三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第 3 | 議第 62号    三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第 4 | 議第 63号    市町の境界変更について   |
| 日程第 5 | 議第 64号    町道路線の廃止について   |
| 日程第 6 | 発議第 1号    耐え難い負担増をもたらし、生きる希望を奪う、政府がすすめようとしている医療と介護の負担増と給付減を押しつける見直しの中止を求める意見書提出について |
| 日程第 7 | 三川町議会議員の派遣について  |
| 日程第 8 | 意見書第1号    国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書の提出について  |

○ 閉 会

○議 長（成田光雄議員） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（成田光雄議員） お諮りします。議事日程はお手元に配付のとおり追加議事日程第2号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第2号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第1、「決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題とします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員）

### 決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告書

#### 1. 開会の日時及び場所

平成28年9月9日午前10時14分から午後2時7分まで、9月12日午前9時30分から午後3時42分まで三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 9月9日 8名、 9月12日 8名

3. 欠席委員 9月9日 なし、 9月12日 なし

4. 出席要請者 三川町長、監査委員、教育委員会教育長、農業委員会会長

#### 5. 審査事項

議第55号 平成27年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定の件

議第56号 平成27年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第57号 平成27年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第58号 平成27年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第59号 平成27年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第60号 平成27年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定の件

#### 6. 審査の経過

◎ 年長委員 阿部善矢委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果委員長に梅津博委員が当選した。

つづいて、委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に佐藤栄市委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員による全体会議により議場において慎重審査し、委員会としての結論を得た。

## 7. 審査の結果

付託された各会計決算は、認定を与えることが妥当であると決定した。

以上、特別委員会における審査の状況について報告いたします。

平成28年9月13日

三川町議会決算審査特別委員会  
委員長 梅津 博 ㊟

三川町議会議長 成田 光雄 殿

○議長（成田光雄議員） 委員長報告に対する質疑ではありますが、今回は議長を除く全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は十分尽くされたと思いますので、質疑を終結します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の討論を許します。

次に、委員長報告に賛成者の討論を許します。

9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） ただいま上程されています決算審査特別委員会委員長の報告に対し、賛成の立場で討論いたします。

三川誕生60周年という記念すべき節目の年にあたる平成27年度に、ラジオ体操をはじめ記念行事を予定どおり執行し、第3次三川町総合計画も着実に進めてきたとみています。

特に、平常時には子どもたちの遊びの場や学びの場であり、災害時には避難所となる学校体育館の天井落下防止工事を時間をかけずに1年で改修、また、町民の安全・安心の拠り所である消防三川分署の改築や冬の交通確保のための防雪柵の延伸、夜間のスポーツを安全に行うための町民グラウンドの照明改修など、町民の安全のための施策を行った年度だと評価します。そうした中でも、財政は実質公債費比率を下げ、将来負担比率も確実に下げていますし、基準財政額規模は上げています。

以上のことから、認めることが妥当な決算であると考えます。

これからも住民福祉向上を第一に計画的な行政運営を望み、賛成討論といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから採決を行います。

各会計決算の認定の件は、6件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。

なお、念のため申し添えますが、本件に対する委員長報告は、「可決すべきもの」として決定されております。

○議 長（成田光雄議員） 初めに、議第 5 5 号「平成 2 7 年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第 5 5 号「平成 2 7 年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 次に、議第 5 6 号「平成 2 7 年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第 5 7 号「平成 2 7 年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第 5 8 号「平成 2 7 年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第 5 9 号「平成 2 7 年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第 6 0 号「平成 2 7 年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上 5 件を一括して採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は委員長報告のとおり決定しました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第 2、議第 6 1 号「三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第 6 1 号「三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、国外での犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族等に対し、国が弔慰金等を支給する「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律」が制定され、同法第 1 9 条により弔慰金等の支給を受けようとする者は、当該市町村等の条例の定めるところにより、国外犯罪被害者等の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる旨の規定がなされたところであり、本町といたしましても規定された法律の趣旨に沿い、当該手数料を免除することといたしたく、所要の改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから議第 6 1 号「三川町手数料条例の一部を改正する条例の制

定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第61号「三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) 日程第3、議第62号「三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました議第62号「三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本町の「かわまちづくり計画」における公園施設として整備を計画しております「赤川河川緑地ふれあい広場」について、現在、「三川町緑地公園設置条例」に位置付けしているところではありますが、このたび、国の交付金を活用する都市計画事業として整備をしていく必要があることから「都市公園」に位置付けるとともに、今後、整備が見込まれる施設のうち、現行の条例に示されていない施設の設置基準等についても整備を図る必要があることから、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

また、三川町緑地公園設置条例に定めている赤川河川緑地ふれあい広場については、附則により削除するものであり、併せて提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(成田光雄議員) これから質疑を行います。

2番 志田徳久議員。

○2番(志田徳久議員) 今回、都市公園整備ということでありますけれども、普通の公園であっても、公園であればトイレが設置されているわけであります。今回、かわまちづくりということで、当然公園ですのでトイレの設置が必要となるわけですが、河川敷内にトイレ、移動式等の規定はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長(成田光雄議員) 黒田建設環境課長。

○説明員(黒田 浩建設環境課長) 河川公園敷地内につきましては高さ制限といったものがございまして、そういった一定の高さを超えるものについては、増水の際は移動できるような施設とすることが求められております。

したがって、今回整備予定のトイレにつきましても、そういった際には移動できるような形で整備を考えているところであります。

○議長(成田光雄議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(成田光雄議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 討論なしと認めます。

○議長(成田光雄議員) 以上で討論を終了します。



○議長（成田光雄議員） これから議第62号「三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第62号「三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第4、議第63号「市町の境界変更」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第63号「市町の境界変更」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、県営西郷北部地区経営体育成基盤整備事業の施行に伴い、本町大字申花地内の従来の地形が変更されたことから、新たな区画に合わせて本町と鶴岡市の境界を変更いたしたく、地方自治法第7条第6項の規定により提案するものであります。

なお、この境界変更につきましては鶴岡市の合意を得ているものであることを申し添えさせていただきます。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第63号「市町の境界変更」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第63号「市町の境界変更」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第5、議第64号「町道路線の廃止」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第64号「町道路線の廃止」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本年度、開発を予定しております「みかわ産業団地」の拡張に伴いまして、町道路線であります「青山12号線」がその開発区域に含まれ、土地利用の形態が変更されることから、当該路線を廃止いたしたく、道路法第10条第3項の規定により、ご提案申し上げます。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

7 番 小林茂吉議員。

○7 番（小林茂吉議員） 議第64号の廃止する路線ですが、路線名は分かりました。ただ、道路台帳そのものによって、いわゆる町道路線の番号は付していないのか、その辺を確認したいというふうに思います。

それから、廃止に伴う手続上、そこの公共性を擁していた道路を使わなくなる。そうしますと、地域の住民の同意等も必要かと思いますが、その辺はどのようになされたのかどうか。

それから、路線廃止に要する測量とかいろんな工事等々、発生するかどうか分かりませんが、もし発生するとすれば、そうした費用というものはどうなるのか。

あと、廃止した場合の地目、道路からどういった形の地目に変更されていくのか、そこら辺をお知らせください。

○議 長（成田光雄議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 4点ほどご質問がございましたけれども、まず町道路線の番号の件ですが、一応、整理番号ということで288番という整理番号がございます。

それから、地域住民の同意ということではありますが、これにつきましては、みかわ産業団地の開発の説明会ということで地元説明会を開いて、その中で、そういった廃止しても支障がない旨の同意を得ているところであります。

それから、これから測量等が発生した場合の費用負担ということですが、それにつきましては、本町のそういった町道廃止に伴う費用の負担はございません。

それから、地目の関係ですが、これについては町道路線が外れることによりまして、今度、みかわ産業団地としての造成工事の区域内に含まれていくことになるわけですが、今の予定では緑地が主要の土地利用形態になるということですので伺っております。

○議 長（成田光雄議員） 7 番 小林茂吉議員。

○7 番（小林茂吉議員） 一応、議題としてお示しする場合には、やはり路線番号も当然ながら謳うべきではないのかというふうに思いますが、その記載の必要はないのかどうか。道路法上、私は、番号が付してあるとすれば路線番号を入れるべきかなと思った次第です。

それから、この路線が廃止することによって、本町の町道の総延長はいくらか。

それから、道路の廃止に伴いまして、距離的にまだ延長から見てもごく短いわけですが、こうした廃止路線が出ることによって、国とのかかわり、いわゆる交付金にかかわる問題ですが、地方譲与税等々、地方揮発油譲与税ですか、そうした関係上はどうなっていくのか、その辺を少しお知らせください。

○議 長（成田光雄議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 先程申し上げました町道の番号ですが、こちらにつきましては内部の図面の対象の整理番号ということで、正式な路線名としましては、こちらに上程しております路線名が正式な名称ということで、番号は今までもそういった路線名の方には直接は付していないところでありまして、先程の番号は事務的な図面との対象番号であります。

それから、道路延長でありますけれども、これを廃止する前の本町の町道路線、実延長としましては12万4,707 mとなっております、今回、163 mがこれから減じられるということになります。

それから、こういった道路延長に基づいての各種交付金と申しますか、国からの剰余金等の取り扱いですけれども、この辺の部分については、基本的には、例えば地方交付税でありますと、毎年、町道台帳との照合が行われて、毎年、その延長路線によって交付税の算定値も変わってまいりますので、基本的には延長が長ければ、その分、そういった各種交付金についても有利といえますか、その分経費負担がかかりますので、そういった算定方式になっているところでもあります。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから議第64号「町道路線の廃止」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第64号「町道路線の廃止」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第6、発議第1号「耐え難い負担増をもたらす、生きる希望を奪う、政府がすすめようとしている医療と介護の負担増と給付減を押しつける見直しの中止を求める意見書提出」の件を議題とします。

本案について、提出理由の説明を求めます。5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） ただいま上程されております発議第1号「耐え難い負担増をもたらす、生きる希望を奪う、政府がすすめようとしている医療と介護の負担増と給付減を押しつける見直しの中止を求める意見書提出について」、提案理由の説明を申し上げます。

安倍内閣は、参院選が終わったのを受けて、社会保障の改悪を一気に進めようとしています。医療・介護分野では、あらゆる世代に負担増と給付減を押しつける改定案をまとめようとしています。

第一は、公平の名による高齢者への大負担増です。

75歳以上の医療負担を1割から2割へ引き上げます。すでに70歳から74歳は2割に引き上げられています。70歳以上の医療保険や介護保険の自己負担上限も引き上げます。75歳以上の後期高齢者医療保険料の特例軽減も廃止し、低所得者保険料が2倍から1.0倍に急増します。介護保険利用料も1割から2割に上げる計画です。

負担増は世代間の公平が理由です。しかし、年齢が高くなるにつれ医療費は増えますが、収入は減少します。受診抑制を広くし、重症化で医療費を増やすだけでないでしょうか。

第二は、患者選択の名で3割を超える負担など、際限なく負担増に道を開くことです。

かかりつけ医以外を受診すると、1回100円から数百円を窓口負担とは別に徴収します。実質負担が4割にもなる場合もあり、健康保険法の将来にわたり7割給付を維持するという規定にも反します。保険給付を後発医薬品に限定し、先発医薬品を選んだ場合は差額を負担させることも検討しています。薬を多く服用する高齢者を中心に負担を強いられます。

第三は、保険給付を縮小し、自己負担に置き換えることです。

介護では、要介護1、2の訪問介護、生活援助と通所介護の保険外しを検討しています。要支援者サービスの保険廃止に続くもので、ベッドなど福祉用具の貸与も自己負担とする計画です。保険あって介護なしに拍車をかけ、自立支援にも逆行する内容です。ビタミン剤など市販類似薬も保険給付から外す計画です。

第四は、都道府県ごとの医療費・介護費の地域差を口実にした削減です。

都道府県に地域医療構想や医療費の適正化計画を策定させ、病床削減や患者の絞り込みで地域差の半減を進めます。退院、在宅復帰を進めるため、一般病床に居住し、水光熱費負担を導入します。4月実施の食事代値上げと合わせて1日1,700円、1ヵ月5万1,000円もの負担になります。介護でも、地域差縮小のため、介護保険からの卒業など、認定減らしと給付抑制を進める計画です。患者らを強引に在宅に押し戻しても、看護、介護体制が整っておらず、命を脅かすものだと批判の声が上がっています。

厚生労働省の医療と介護の改定案は医療費削減を狙ったものであり、誰もが安心して受けられる医療と介護とは相いれません。あらゆる世代に耐え難い負担をもたらし、国民から希望を奪う、医療と介護の見直しの中止を強く求めるものです。

議員諸兄のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（成田光雄議員）これから質疑を行います。提出者に対する質疑を許します。

8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員）私としては、今般の社会保障審議会、この見直し案というものは、国の財政健全化への第一歩であるという捉え方をしております。

提出者にお聞きしますが、こういった国の財政運営上の課題、これをどう捉えてどう解決するというその道筋について、どうお考えかお聞きします。

○議長（成田光雄議員）5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員）財政の方で、まず政府の方は、利用者が増えてからサービスを減らすか利用料を上げるしかない、財政のことを踏まえて言っているわけですが、これが家計の支出が増えた場合、やはり必要性の薄いところから削るといふ、そういうところの工夫が出てくると思うんです。

だから、私の考えでは今、国会の中でもこれから問題になりますが、例えばニア新幹線のお金とか、それとか例えば米軍の思いやり予算、いわゆる税金の使い方や集め方のその中で考えていくべきだと私は思います。何よりも、介護保険とか医療に関しても、国保もそうなんですが、国の方の負担割合を高めていく方向で解決していくと考えています。

○議長（成田光雄議員）8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 財政の健全化、黒字化へ向けた取り組みというものは、今の国の財政状況の中では、不断の見直しというものを一つ一つやりながら進めていくべきだと思います。

今、言われたように、予算の見直し、それは当然やるべきでありますし、ただ、残念ながら、この社会保障費と医療費、あるいは介護費を含めた社会保障費というものが今後ますます増えていくと。これは年齢の構成上の問題もあります。医療の高度化という問題もありますが、そういった一番大きなウエイトを占める社会保障費、これらにメスを入れない限りは、日本の財政の健全化というものはなし得ないのだろうと思います。

今生きている我々のことだけではなく、将来にわたる我々の子孫、それから将来にわたるこの日本の存続というものを見据えた一つの大きな考えを持つべきではないかと思います。そういった観点からいえば、本意見書の内容はあまりにも無責任に過ぎるのではないかと思います。その点、いかがでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 5 番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 財政のことを縷々言われたんですが、私、何よりも、今、負担とか、それから受給削減を含めて進められていくことにとっては、今、特に高齢者の命が脅かされるという状況がますます強くなっていく。そのことに心を痛めていくことが今必要であると思うのです。

そのためには、今、無責任と言いましたが、これから臨時国会とかが開かれるわけですが、その中において、そここのところを変えていく、税金の使い方を福祉や社会保障に変えていくようなことの働きかけが大事だと思いますので、そここのところの解決を進めることが、私は強く求めるものです。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 7 番 小林茂吉議員。

○7 番（小林茂吉議員） 少し質問します。日本全体の、今個別的ないわゆる負担増、それから給付の削減、個別的などいいますか、ミクロ的な視点からいろいろ出されておりますけれども、世界に冠たるこの日本独特の国民皆保険制度そのものを堅持・維持していくためには、もう少し視界の広いマクロ的な巨視的な視点で物事を考えていかなければ、日本全体の社会保障はなり得ないというふうに私は思います。

確かに、個別的にこうした負担増とか給付削減を縷々挙げてみても、何ら解決はいたしません。そしてまた、社会保障審議会の中にも様々な部会が設置されているわけでありまして、単なる見直しの中止を求めるということよりは、社会保障審議会の各部会の中でもっと広い活発な議論を交わしていくということを私は期待したいと思いますが、今、これは決定したことではないことを縷々挙げておりますが、やはりそうした審議会に寄せる期待感、それを必ず持つべきというふうに思いますが、社会保障審議会の議論に対してはどう思いますか。

○議 長（成田光雄議員） 5 番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 社会保障審議会の方向としては、そこは国民というか、負担を増やす方向、それから受給を減らすというような方向が謳われています。

でも、私が一番言いたいのは、先程も言いましたけれども、国家負担が、正確には分からないんですが、例えば50%あったのが今は20%台になっているという、ここが一番問題

なので、もとに戻してすれば今の問題も解決していくのではないかと。そのもとでもって、社会保障審議会でこれからの見通しについて進めるべきであって、私はそのことがすごく強く思います。以上です。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 縷々お答えがありましたけれども、日本全体の保険制度を見ても、特に国民健康保険そのものは非常に財政が逼迫している、しかしまた、中小企業、そうした加入者がしている協会けんぽ等も厳しい状況だと。言ってみれば、やはり負担の能力のある部分から引っ張ってきて、非常に財政の逼迫したところに回してやるという、これも一つの手段・手法だというふうに私は思います。

現在、例えば大企業が参加する健保組合、それから地方公務員等、公務員等が参加する共済組合等は割と財政的にはゆとりを持っていますが、今進めているのは、そうした被用者保険の部類から少しずつ負担をしていただいて、国民健康保険の財政の穴埋めに充てていこうというふうな手法も考えているわけであります。

これは、これからの次世代に引き渡す責務として、当然やるべきことはやっていかなければならないし、また、後期医療保険制度の中でも支援金分については、前は、今までは、加入者の数に年間いくらかというふうな掛け方をしてきましたけれども、その支援金分においても、報酬割、いわゆる所得のある人からは少し余計にいただくというふうな割合で徴収がなされていく。これが29年度、来年度からは、すべての部分、支援金の部分、すべて収入に見合った総報酬割になっていくわけです。そうした、国もいろいろと手法を変えて、先程も同僚議員から出ましたように、国家財政をいかに堅持して守っていくかとなれば、そうした手法も使わざるを得ないというふうに私は思います。

そうしたことも十分考えて、もう少しマクロ的な視点でこのことを見つめる必要があるのではないのかというふうに私は提出者に申し上げたいと思います。異論がございましたら、申し述べてください。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 私はミクロ的に見てもマクロ的に見ても、パイが大きくなる限りは解決しないというのがあるんです。そのもとの、先程も言いましたけれども、国庫の負担が、割合が減ってきたというのは、国保を解決しない限り、いろんな面で考えたとしても進んでいかないと思っていますし、そして集め方にしても、先程、議員おっしゃったように、応能負担で税金を集めていくということは、そこは私もそのとおりでありまして、そのもとの国庫負担を高めていく中で、社会保障の方に国の予算を多く回すというような方向を強めていくものでないかと思います。以上です。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 政府が進める医療と介護の負担増と給付減の見直しの中止を求め意見書に反対の立場で討論いたします。

日本はまだ、どこの国でも経験したことの無いスピードで少子高齢化が進んでいきます。さらに、2025年、平成37年には、いわゆる団塊の世代がすべて75歳となる超高齢化社会を迎えることとなります。年齢が上がるに従い、医療と介護にお金がかかってくるのは当然予想されることでありまして、意見書にあるような現行のままの自己負担で社会保障を維持するのであれば、医療費の増額分は誰が負担するのでしょうか。国民の税金で補わなければならないのでしょうか。

確かに、個人負担を多くすれば、耐え難い負担に生きる希望を失う高齢者も出てくるかもしれませんが、すべての高齢者が耐え難い負担だというわけではありません。今のままだと、多額の資産を持っている高齢者も恩恵を受けることになり、高齢者の負担、貧富の差がますます広がっていくものになります。

また、自己負担率を多くすれば無駄な医療費を抑えられる効果も期待されております。意見書にある耐え難い負担に苦しむ高齢者には生活保護や別の手当で救済する方法をとるべきで、広く国民全体で負担する税金が多くなる今の意見書には反対いたします。議員諸兄の賛同を求めます。

○議長（成田光雄議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

他に討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから発議第1号「耐え難い負担増をもたらし、生きる希望を奪う、政府がすすめようとしている医療と介護の負担増と給付減を押しつける見直しの中止を求める意見書提出」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 1 名 不起立 7 名）

○議長（成田光雄議員） 起立少数であります。したがって、発議第1号「耐え難い負担増をもたらし、生きる希望を奪う、政府がすすめようとしている医療と介護の負担増と給付減を押しつける見直しの中止を求める意見書提出」の件は、否決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第7、別紙「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（成田光雄議員） 本件は、地方自治法第100条第13項及び三川町議会会議規則第128条の規定に基づき、議員を調査及び研修等へ派遣するときは、あらかじめ議会の議決を得て行うこととなっております。したがって、別紙のとおり議員を派遣することについて、議決を求めるものであります。

お諮りします。本件は別紙のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

- 議 長（成田光雄議員） 日程第8、意見書第1号「国会でT P P協定を批准しないことを求める意見書の提出」の件を議題とします。  
職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

- 議 長（成田光雄議員） 本件について、提案理由の説明を求めます。  
4番 阿部善矢議員。
- 4 番（阿部善矢議員） 提出理由を簡潔に申し上げます。  
提出理由。T P P交渉の内容や協定書の情報開示が進まない中、国民や国会への説明が不十分であることから、国会で拙速な批准をしないことを求め提出するものであります。
- 議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。  
提出者に対する質疑を許します。
- 議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。
- 議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

- 議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。
- 議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。
- 議 長（成田光雄議員） これから意見書第1号「国会でT P P協定を批准しないことを求める意見書の提出」の件を採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、意見書第1号「国会でT P P協定を批准しないことを求める意見書の提出」の件は、原案のとおり可決されました。
- 議 長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。  
これをもって、平成28年第4回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午前10時25分）



地方自治法第123条の規定により、  
ここに署名する。

平成28年9月13日

三川町議会議長

三川町議会議員 7番

三川町議会議員 8番